

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年2月21日（月曜日）		
開 会	午前10時00分	閉 会	午後4時49分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出 席 委 員 (7名)	委 員 長 加藤 茂樹 副 委 員 長 谷口 明子 委 員 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 吉田 博幸 寺坂 寛夫		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	庶 務 係 主 幹 石田 久美子 議 事 係 主 任 稲 田 直		
出 席 説 明 員	【水道局】 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 総務課財務係主幹 竹田 美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 前田 恵一 資産管理課長 大島 徳明 資産管理課課長補佐 太田 憲男 料 金 課 長 八木谷 義人 料金課課長補佐 佐々木 基 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄 水 課 長 楮原 昌宏 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 末石 匡昭 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長補佐 尾崎 信二		
	【下水道部】 下 水 道 部 長 坂本 宏仁 次長兼下水道企画課長 牧野 隆史 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課下水道管理室長 松尾 一繁 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 太田 順二 下水道経営課普及係長 中澤 崇 下水道経営課企画係長 田中 宏典 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		
	【都市整備部】 都 市 整 備 部 長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一 都市企画課課長補佐 雁長 徹 交 通 政 策 課 長 宮谷 卓志 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 河 川 公 園 課 長 徳田 剛 河川公園課課長補佐 古網 竜也 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課課長補佐 山崎 修		

	建築指導課主査 伊賀 巧 建築住宅課長 森田 健 建築住宅課課長補佐 宮部 将 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人	建築指導課主査 竹森 潤一郎 建築住宅課課長補佐 田渕 聡 鳥取西地域工事事務所長 守山 信敏
傍 聴 者	なし	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前 10 時 00 分 開会

【水道局】

◆加藤茂樹委員長 少し早いようですが、皆様おそろいようですので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、水道局の先議分議案について、説明、質疑、討論、採決までを行い、先議分議案以外の説明、報告を受けた後、令和 7 年度当初予算の説明を受けたいと思います。その後、下水道部、都市整備部と進めていきます。

なお、令和 7 年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行いますので、御承知ください。

それでは、水道局の議案審査を始めます。水道局の議案は、先議分と、それ以外のものがありますので、分けて進行いたします。

初めに、水道事業管理者に挨拶いただいた後、審査に入りたいと思います。武田管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。水道局でございます。ただいまの加藤委員長のほうから御案内がございましたように、本日は、先議分の議案、2 月補正予算を御審議、採決いただいた後に、条例改正、さらには、2 月 17 日の全員協議会で、行改のほうの説明いたしました市政改革プランについて、水道局に関わる部分について質問等をお受けしたいと思っておりますし、その後、令和 7 年度当初予算、上水道事業、工業用水道事業、2 つの当初予算について説明申し上げたいと思います。

あいにくのこんな天気でございます。水道も何とか漏水せずに出しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議案第 40 号令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、先議分、議案第 40 号令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算を説明ください。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。議案第 40 号令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして説明をさせていただきます。なお、本日配付しております資料につきまして、全て日付が 2 月 25 日付となっております。日程が急遽変更になったため、資料の差し替えが間に合いませんでした。御了承いただきたいと思います。

それでは、資料 1 ページでございます。令和 6 年度 2 月補正予算について、補正予算の概要としまして、表を記載しております。公営企業会計方式によりまして経理されます水道事業会計には、2 つの区分がございます。1 つが上の 3 行、収益的収支です。収益的収支は、年間の営業活動であります事業運営や施設の管理に関わる収支でございます。

1 行目です。収益的収入の補正予定額は 4,296 万 1,000 円の減額です。備考欄に、主な内容を記載しております。原因者工事（仮設・撤去）における配水管移設等負担金の減などによるものです。

その下の行です。収益的支出の補正予定額は 1 億 2,564 万 8,000 円の減額です。備考欄で、水道施設・設備の維持管理費、原因者工事における仮設・撤去費の減などによるものです。ここで、原因者工事ではありますが、県や市長部局など、原因者からの依頼による水道管の移設工事を行うことであります。この原因者工事で予定されていた件数や工事金額が減少したことにより、支出が減少しております。

差引き、収益的収支の差引きでございます。左から、既決予定額 1 億 5,454 万 4,000 円、補正予定額 8,268 万 7,000 円の増となり、補正後には 2 億 3,723 万 1,000 円の純利益、黒字を見込んでおります。

水道事業会計のもう一つの区分、資本的収支です。水道施設の新設や施設改良といった、設備投資に関わる収支でございます。資本的収入の補正予定額は 5,467 万 3,000 円の減額を計上しております。備考欄です。企業債の借入れ、原因者工事（本設）における工事負担金の減などによるものです。なお、原因者工事につきましては、仮設・撤去に係る費用については収益的収支で、本設に係る費用については資本的収支でと、区分して計上しております。また、企業債につきましては、当初計画していたよりも、借入額が減ったことによるものでございます。

その下の行です。資本的支出 1 億 547 万 3,000 円の減額を計上しております。備考欄、建設改良費（原因者工事）の減などによるものでございます。

資本的収支の差引き、既決予定額、マイナス 23 億 4,282 万 2,000 円、右の列に移りまして、補正予定額 5,080 万円の増額、その右の列で計でございます、マイナス 22 億 9,202 万 2,000 円が、資本的収支の補正後の差引き不足額となります。備考欄です。差引き不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

表の一番下の行になります。財政規模です。補正後におきましての財政規模は、補正予定額の 2 億 3,112 万 1,000 円が減少いたしまして、89 億 6,902 万円となります。以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、収益的支出、資本的支出の補正について、それぞれ説明をいたします。まず、収益的支出の補正についてです。1 水道施設・設備の維持管理費は、5,157 万 4,000 円の減額補正となります。主な内容といたしましては、水道施設・設備の維持管理費の減、その下の行、水道施設動力費（電気料金）の減、これは、エネルギー価格の高騰を受けまして、国の補助制度の実施によりまして、当初の見込みよりも電気料金の支出が少なくなった、よるものでございます。そして、4 行目に記載の量水器、これは水道メーターでございます。この検定満期取替え業務の減、これは、入札執行による減額となっております。

2 原因者工事は、6,989 万 2,000 円の減額補正としております。これは、原因者工事における水道管仮設・撤去費の減などによるものでございます。

3 企業債利息、前年度借入額及び利率変更による企業債利息の減によりまして、826 万 5,000 円の減額補正としております。

4 その他といたしまして、郵便料金の値上げに伴います通信運搬費の増、銀行振込に伴います手数料の増、災害用備蓄水の製造などにより、408 万 3,000 円の増額補正としております。

以上、収益的支出の補正、1～4 まで、それぞれの補正額を合計いたしますと、マイナス 1 億 2,564 万 8,000 円となりまして、上の表では、収益的支出の補正予定額として記載しているところでございます。以上が、収益的収支の内容となります。

次に、2 ページを御覧ください。ここからは、資本的支出、建設改良費の補正について説明をいたします。建設改良費は、老朽化した水道施設や水道管の更新・耐震化などを推進する事業でございます。

2 ページ上段、1 配水施設整備事業から、3 ページの 5 営業設備費まで、大きく 5 つに分けてまして、それぞれ説明をいたします。なお、資本的支出の補正要因といたしましては、事業費の決算見込みでありますとか、工事内容の変更、原因者工事におきましては、工事件数や工事費の減もございます。このほか、入札執行等に伴う減額が主な要因となっております。それぞれ事業の表には、左側に補正の項目と補正額を、右側に財源の内訳を記載しております。

まず、1 配水施設整備事業でございます。配水施設整備事業は、送配水施設、送配水管の新設及び増設改良を行う事業となります。2,314 万 7,000 円の減額補正としております。内訳となります。表の左列の項目欄であります、大きく分けまして、3 つの項目で、表上段から、委託料、工事請負費、用地費、全てで減額となっております。

次に、2 地域水道整備事業、旧簡易水道地域の施設整備を行う事業となります。2,236 万 2,000 円の減額補正としております。内訳としましては、表上段の委託料、表下段の用地費は、それぞれ減額、表中段の工事請負費は増額となっております。委託料（測量、設計業務等）につきましては、地区名を列記しておりますが、それぞれの地区で費用の増減がございまして、委託料全体で 8,468 万 3,000 円の減額となっております。

次に、3 配水管等改良事業でございます。震災対策整備事業や、原因者工事などを行う事業となります。4,764 万 1,000 円の減額としております。内訳としましては、委託料、工事請負費ともに減額となっております。工事請負費におきましては、1 行目の震災対策整備事業（応急給水拠点整備）で、9,762 万円の増額、これは、国の 6 年度補正予算から、地震対策に関する既存の補助制度が改正されたことを受けまして、これを積極的に活用することとし、7 年度に予定していた、重要施設に接続する配水管路の耐震化整備を、6 年度に前倒しして実施することとしたものでございます。また、工事請負費の一番下の原因者工事等で、1 億 2,590 万 8,000 円の減、これは、徳尾地内で予定されていた県の河川改修工事が、7 年度以降に延期されたことに伴いまして、水道管の移設工事も延期することとなったことによるものでございます。工事請負費全体で、差引きでは 3,210 万 5,000 円の減となります。

ページ替わりまして、3 ページ、4 諸施設整備事業は、水道施設の電気・計装・機械設備な

どの更新や保全などを行う事業となります。967 万 2,000 円の減額補正としております。入札執行などによる減額が主な内容となっております。

5 営業設備費です。265 万 1,000 円の減額補正としております。量水器、そして、パソコン等の庁内 LAN ネットワーク機器、これらの購入費の減でありますとか、公用車の購入費が減となったことによるものでございます。これも、入札執行による減額が主な内容となっております。

以上、資本的支出の補正、1 配水施設整備事業から、5 営業設備費まで、それぞれの補正額を合計いたしますと、マイナス 1 億 547 万 3,000 円となり、1 ページの表の補正予定額として記載しているところでございます。以上が本格的収支関係の内容となります。

続きまして 5 ページを御覧ください。令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算（第 3 号）説明書でございます。

6 ページを御覧ください。6 ページからは、これまで説明をいたしました補正内容の詳細を記載しております。6 ページは収益的収支、7 ページ、8 ページは資本的収支となります。表左端の列から、款、項、目、節としており、補正内容について、予算科目の節ごとに記載した表になります。表の右端の欄には補正内容の説明を記述しております。

まず、6 ページ上段の表は、収益的収入、その下の表は収益的支出となります。それぞれの表の一番上の行の補正予定額に合計金額を記載しております。

次に、7 ページから 8 ページにかけまして資本的収支となります。7 ページ上段の表は資本的収入、その下の表は資本的支出になります。こちら、それぞれに、表の一番上の行の補正予定額に合計金額を記載しております。

先ほど、資本的支出、建設改良事業の補正として、大きく 5 つに区分しまして、事業ごとに説明をさせていただきましたが、こちらの表も、補正内容につきまして、節ごとに補正の内訳を記載しておるところでございます。

8 ページを御覧ください。上の表は、資本的支出の続きの表になりまして、その一番下の行になります。収支差引き不足額です。この不足額につきましては、一番下の表に補填財源説明として記載しておりますが、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金など、内部留保資金で補填をいたします。

以上で、議案第 40 号令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 2 ページの一番下の配水管等改良事業でですね、工事請負費の中で、震災対策整備事業（応急給水拠点整備）ということで、この 9,762 万円が補正されておられて、ずっと見ますと、ほとんどマイナスで、ほかの項目はマイナスで、そこだけが増えとることということで、その中で国庫補助が 2,035 万 2,000 円が上がってまして、この補助率っていいですか、この事業での補助の状況なのか、これを見ますと約 2 割ほどしかないような補助金が、災害でも

その額なのか、また、既決予算額、予定額っていいですか、既決額でのこの震災対策整備事業の状況についても、既決のほうの額は、これで 9,700 万増えてということで、その国庫補助の割合とかをちょっと説明をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です、よろしくお願いいたします。まず、質問の第 1 点目でございますけども、応急給水拠点整備が、この 9,762 万円ということで、計上、補正を計上しているということの内容ですけども、先ほどもちょっと説明ありましたとおり、令和 7 年の予定の箇所を前倒して施工するというものです。それが、なぜなのかといいますと、国の補正予算で、水道に関しての補助がちょっと改正がございまして、上下水道耐震化計画に基づきまして事業を行うということであれば、今までの補助率が 4 分の 1 だったものが、3 分の 1 ということで、引上げされております。そういったものに呼応しまして、この補正予算を組んでるというようなものでございます。

2 点目ですけども、配水管改良の事業ですね、補助とか、そういった内容をという、説明をということでしたけども、他の事業につきましては、基本的には国庫補助というのが、今までの要件でしたら、水道料金の全国平均以上であるとか、そういった要件がございまして、ちょっとその部分が活用できていないということがございまして、ここは自己財源のほうで、基本的には企業債を借りたりということを進めてるところでございます。

なお、追加して御説明しますと、基本的に基幹管路と言われるものですね、今は急所施設というふうに言われてる部分もあるんですけども、そちらの部分につきましても、今回、国の 7 年度予算の概要の中で、水道事業に関しても先ほど説明しました上水道の耐震化、上下水の耐震化計画ですね、それに基づく事業であれば、基本的に補助の要件に達すれば、補助が使えるということに 7 年度からはなってくるということで、そういう動きがあるということでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 国の補助が、4 分の 1 から 3 分の 1 になったということということでいうことのようにですけど、全般的に見て、この表は、国庫補助金というのは、増減があつたりして、減のもあり、国庫補助が減ったり、また、この増えた部分もありましたけど、応急拠点、給水拠点ね、それが増えたりして、その合わせた分での 2,000 万の国庫補助金になったということのほうでよろしいでしょうか。合わせて、全体的に減ったところは、国庫補助減り、増えたこの 9,700 万のうちの 3 分の 1 の補助で、こういう額を合わせながら、整合を取ってということで、その辺をちょっとお願いします。

◆加藤茂樹委員長 青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です。御指摘のとおりでございまして、請差等で、その元の事業費が落ちてる部分っていうのもございますし、今回、追加で補正予算のほうをお願いするという部分も含めて、結局、プラス・マイナスがあつたということで考えていただけたらと思います。以上です。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 関連してです。今の御説明の中で、災害、震災対策整備事業費ということで、国の補正が、上下水道耐震化計画に基づいて、要件が合えばということでした。細かいようですけれども、今回、この要件というのが、どの部分が適用したのかを御説明ください。

◆加藤茂樹委員長 青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です。どの件がということで、具体的な内容のことというふうに捉えさせていただきまして、基本的には国府町の中郷橋の辺りですね、その辺の国府支所であったり、鳥取盲学校に応急給水拠点というのを設定してるんですけども、そちらのほうに水を送るために、まだ完成はしませんけども、途中の管路ですね、そういうところを整備するという部分のほか、そういった管路で整備するというところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。そのほかでございますか。ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 40 号令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、先議分以外の議案に入ります。議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを説明ください。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてでございます。本定例会の付議案におきましては、81 ページ～84 ページに記載されております。水道法によりまして、水道施設の新設工事、浄水施設などの増築や改造工事などを行う際には、布設工事監督者を配置しなければなりません。また、水道事業を運営する際には、水道技術管理者を置かなければならないとされております。この条例は、それらの者の資格基準等を定めた条例でございます。

まず、1、改正の目的でございます。水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴いまして、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから、所要の整備を行うものでございます。

なお、水道法関連法令の一部改正の背景といたしましては、水道事業に携わる職員数、特に

技術職の減少に伴いまして、水道の整備、維持管理に必要な技術者の確保が困難な状況になっていることから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を、以前より緩和する方向で見直しが行われたものでございます。米印 1、2 といたしまして、それぞれの者の説明を記載しております。

2、改正する内容でございますが、それぞれの者の資格要件の見直しを行うことといたしまして、（1）布設工事監督者につきましては、ア、実務経験年数に他分野の実務経験を算入、これにつきましては、現行では必要な実務経験年数は、水道に関する技術上の実務経験年数のみを考慮しております。見直しによりまして、必要な実務経験年数のうち、少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とすることとし、残りの年数には、他分野、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における技術上の実務経験年数についても算入できることといたします。

イ、学歴・学科要件における土木工学科以外の課程の追加等、これにつきましては、現行の学歴・学科要件では、大学では土木工学科、高等学校などでは、土木科以外の学科は考慮しておりません。水道施設における機械・電気の設備についての知識や経験等を生かすことができることから、見直しによりまして、大学においては、機械工学や電気工学、高等学校においては、機械科や電気科につきましても、学科要件として追加することといたします。

ウ、国家資格、1 級土木施工管理技士の追加、これにつきましては、水道布設工事の監督には管工事に関する知識も必要ではありますが、工事によっては土木工事の形態を取る場合もあることから、一定の水道に関する技術上の実務経験を積み、国家資格である 1 級土木施工管理技士についても、布設工事監督者の有資格者として位置づけることといたします。

（2）水道技術管理者につきましては、ア、国家資格、1 級土木施工管理技士の追加、これにつきましては、先ほど説明いたしました、水道布設工事監督者の、ウ、国家資格の追加として説明をいたしました内容と同様で、一定の水道に関する技術上の実務経験を積み、水道技術管理者の有資格者として位置づけることとするものでございます。

3、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

資料 2 ページを御覧ください。布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につきまして、改正案と現行のものを、一覧表にまとめたものになります。上段は布設工事監督者、下段は水道技術管理者の資格要件について記載しております。改正箇所を太字にしております。後ほど御覧いただきたいと思います。

資料の 3 ページ以降には、一部改正を行います条例の新旧対照表を記載しております。表の右側に改正前の条文を、表の左側に改正後の条文を記載しており、改正箇所を太字にいたしまして、下線を引いております。

以上で、議案第 60 号条例の一部改正につきましての説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

鳥取市市政改革プラン実施計画について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他、報告に入ります。鳥取市市政改革プラン実施計画についてを説明ください。

◆加藤茂樹委員長 青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です。鳥取市市政改革プランの実施計画についての関係資料につきましては、2 月 17 日の全員協議会で配付されました、鳥取市市政改革プラン最終案の 19 ページからとなります。水道局の実施計画は、最終ページの 32 ページ、表の下から 2 番目、通し番号 47 番の水道施設の耐震化の推進と経営の効率化の 1 件となります。

水道局の取組は、現在策定を進めています、新しい鳥取市水道事業長期経営構想に基づいたスケジュールで、健全な水道事業経営を推進します。

改革プランの目標は、新構想の目標であります、安全な水道、強靱な水道、水道サービスの持続の各施策の達成に向けて、水道施設の老朽化対策・耐震化に取り組み、併せて効率的な事業運営を図るなど経営改善を努め、各年度末の内部留保資金残高を 18 億円以上確保するとしております。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

◆加藤茂樹分科会長 建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開会いたします。

午前 10 時 30 分 休憩

建設水道委員会に切替え 午前 10 時 58 分 再開

【下水道部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、建設水道委員会を再開いたします。

初めに、下水道部長に挨拶いただいた後、先議分議案の審査に入ります。坂本部長。

○坂本宏仁下水道部長 おはようございます。下水道部です。よろしくお願いいたします。最初に、今年度、機会があるたびに御説明いたしておりましたけども、下水道使用料の改定を今年進めておりまして、審議会のほうから答申もいただきました。それを踏まえて、鳥取市として来年度以降、使用料をどうするかと検討を進めた結果、これから説明する予算の編成の過程で、若干、その経営戦略の計画値よりも、少し純利益等が下回る予定ではあるんですけども、何とか 3 年間、このままでいけるだろうという判断をしまして、来年からの 3 年間の使用料については、据置きということを決定いたしましたので、御報告いたします。

それを踏まえて、今回の議会では、6 年度の補正予算一般会計と下水道等事業会計、それから、7 年度の当初予算で 2 つの議案、同じく、一般会計と下水道等事業会計の予算のほうを提案させていただいておりますし、本日は、その他の項目で市政改革プランの実施計画について

も説明をさせていただきますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、先議分、議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。そういたしますと、令和 6 年度一般会計 2 月補正予算の下水道部所管部分について御説明をいたします。説明は、お配りをしております A 4 横長の資料、建設水道委員会説明資料にて行います。歳出の主なものを順次、担当課ごとに説明させていただきます。

それでは、資料 2 ページを御覧ください。款衛生費、項保健衛生費、目公害対策費の 5 合併処理浄化槽設置費補助金です。予算書は 106、107 ページ、所属別事業一覧は、49 ページのナンバー 499 となります。補正額は 2 万 9,000 円の減、補正後の額は 371 万円となります。財源は、国・県支出金 48 万 7,000 円の減。内訳ですが、国が 89 万 4,000 円の減、県が 40 万 7,000 円の増となります。一般財源は 45 万 8,000 円の増となります。この事業は、公共下水道または集落排水施設といった下水道整備が見込まれない地域で、合併処理浄化槽を新規に設置する方に対しましては、その設置費を、また、単独浄化槽や、くみ取便所から切り替える方に対しましては、その設置費に加えまして、附帯して行う宅内配管工事、便槽の撤去工事費を国・県・市が協調いたしまして、その一部を補助するものでございます。

当初、過去の実績を勘案いたしまして、新規を 4 基分、補助金は 156 万円となりますが、切替えを 2 基分、補助金は、宅内配管、便槽撤去工事費も加えまして、217 万 9,000 円の計 6 基分 373 万 9,000 円を計上いたしましたが、実績見込みが、新規 1 基分で 39 万円、切替えは 3 基で 332 万円の計 4 基分 371 万円となったことに伴いまして、歳出 2 万 9,000 円の減額と、財源につきまして、国・県の補助金を、交付要綱により所要の調整を行いまして、財源更正を行ったものでございます。下水道経営課としては以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼下水道企画課長 下水道企画課、牧野です。続きまして、表の中段の款 5 農林水産業費、項、他会計繰り出し、下水道等事業会計へ繰り出し、予算書は 118 ページ、所属別事業一覧 50 ページです。補正額 6,737 万 2,000 円の減額補正。これは、集落排水事業への繰り出しでございます。

また、表の下段の款 7 土木費、項他会計繰り出し、下水道等事業会計へ繰り出し、予算書は 134 ページ、補正額 3 億 2,351 万 7,000 円の増額補正。これは、公共下水道事業への繰り出しでございます。

繰り出し金の補正額の合計は記載してはおりませんが、この 2 つを合わせまして、2 億 5,614 万 5,000 円の増額補正となります。これは、企業会計である下水道等事業会計におきまして、資

本費平準化債を、当初 10 億円借入れする予定としておりましたが、7 億 5,000 万円の借入れとしたことから、その差額 2 億 5,000 万円分が繰り出しとして増額となったものを含んでおるため、事業実績見込みにより、繰出金の実質の補正といたしましては、610 万円余りの増額となるものでございます。

ここで、公営企業会計、下水道等事業会計への繰出金について、簡単に御説明いたします。下水道等事業会計は、公営企業の独立採算制の原則に基づきまして、使用料収入をはじめ、建設事業の財源である国・県の交付金と、長期の借入れである企業債などで経営を賄うこととされておりますが、これらの財源のほかに、一般会計からの繰出金により事業を運営しております。この繰出金については、総務省が定めます繰り出し基準、雨水公費・汚水私費、いわゆる受益者負担金の原則に基づき、繰り出しをしているものでございます。具体的には、公費負担であります雨水処理経費や、受益者負担である汚水処理経費の中で、適切な使用料を徴収しても賄うことができない経費を一般会計から負担すべき経費としており、繰出金の対象は維持管理費と公債費になります。

また、本市の下水道等事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、4 つの集落排水事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集落排水事業の合計 6 つの事業に分かれております。農林水産業費に計上する繰出金は、集落排水事業の経費に充当し、土木費に計上する繰出金は、公共下水道の経費に充てられるものでございます。

本市では、先ほどの 6 事業を 1 つの会計で運営しておりますが、それぞれの事業においても収支が不足することのないよう運営していく必要がございますので、今回の補正におきましても、6 事業の実績見込みによる増減のほか、公共下水道と集落排水事業の間で資金の過不足を調整を行っているところでございます。

下水道部、一般会補正予算の説明については以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言ください。ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号令和 6 年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案、先議分、議案第 41 号令和 6 年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を説明ください。牧野次長。

○牧野隆史次長兼下水道企画課長 下水道企画課、牧野です。資料といたしましては、次のペー

ジ、右肩に資料 2 の 1 と表示しているものから説明をさせていただきます。

4 ページを御覧ください。補正予算の概要でございます。表の額は 1,000 円単位で表示しております。この表の左側でございますように、下水道等事業会計は、収益的収支と資本的収支から構成されております。主な補正内容は、備考欄に示すものについて、事業の確定に伴って予算額を補正するものでございます。

まず、収益的収支、事業経営に関する予算、主に維持管理に要する予算でございます。収入の補正予定額は 1 億 4,100 万円余りの増額です。その下、支出は、補正予定額 2 億 1,800 万円余りの減額となります。

次に、資本的収支、建設改良に要する予算、投資的予算でございますが、収入の補正予定額は、5 億 1,200 万円余りの減額、支出は 2 億 7,700 万円余りの減額です。

それぞれ説明をさせていただきます。7 ページを御覧ください。これより以降、補正予定額がおおむね 100 万円以上の項目について御説明いたします。収益的収入、下水道等事業収益の上から、1 営業収益の補正予定額は、2 億 5,400 万円余りの増額を予定しております。補正の内訳は、2 他会計負担金、一般会計負担金は、補正額 2 億 8,000 万円余りの増額です。これは、高資本費対策に要する経費による増額と、資本費平準化債の発行額が確定したことに伴うものでございます。一般会計補正予算で御説明いたしました平準化債の借入を当初予算では 10 億円を予定しておりましたが、7 億 5,000 万円の借入で賄えるようになったことによるものでございます。

その下、3 他会計補助金、一般会計補助金は、補正額 380 万円余りの減額で、東部広域行政管理組合への負担金の確定により、その財源である一般会計補助金を減額するものでございます。

4 その他営業収益、手数料は、補正額 100 万円余りの増額で、下水道等使用料、督促手数料が増額となったためでございます。

その下、雑収益は、補正額 2,300 万円余りの減額で、岩美町の下水処理場から発生する下水汚泥を、本市秋里処理場で焼却しており、その経費を岩美町に負担していただくものでございまして、費用の実績見込みにより、負担金が減となったものでございます。

続きまして、表の中段、2 営業外収益の補正予定額は 1 億 1,300 万円余りの減額を予定しております。補正の内訳は、受取利息及び配当金、預金利息が 250 万円余りの増額で、利率が上昇したことによるものでございます。

2 他会計負担金、一般会計負担金が、補正額 1,700 万円余りの減額です。これは、起債利子償還額の確定に伴うもので、償還財源である一般会計負担金を減額するものでございます。

3 他会計補助金、一般会計補助金が、補正額 320 万円余りの減額で、資本費平準化債の利子償還額の確定に伴うもので、償還財源である一般会計補助金を減額するものでございます。

4 長期前受金戻入が、9,800 万円余りの減で、事業の決算見込みによるものでございます。

8 ページを御覧ください。5 雑収益、その他雑収益、補正額 270 万円余りの増額です。内訳といたしましては、他課受託工事負担金事務費等の増によるものでございます。

続いて、9 ページを御覧ください。収益的支出、下水道等事業費用の上から、1 営業費用の

全体といたしましては、補正額 2 億 3,400 万円余りの減額となります。補正理由は、事業の確定によるものでございますが、まず、1 管渠費全体の補正予定額は 720 万円余りの減額となります。主な内容といたしましては、委託料、補正額 910 万円余りの減額で、包括的民間委託費等の決算実績見込みによるものと、負担金、補正額 180 万円余りの増額で、道路修繕の増加に伴うものでございます。

続きまして、2 ポンプ場費ですが、全体の補正予定額 910 万円余りの増額で、包括的民間委託費等の決算実績見込みによるものでございます。

3 処理場費、全体の補正額は 1 億 8,900 万円余りの減額となります。主な内容は、委託料について、包括的民間委託費等の決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、10 ページを御覧ください。7 の総係費ですが、全体の補正予定額 550 万円余りの減額となります。主な補正理由、内容は、委託料が補正額 140 万円余りの減額で、庁舎清掃業務等の減額によるものでございます。

また、負担金が補正額 380 万円余りの減額で、先ほど御説明いたしました、東部広域行政管理組合への負担金の確定による減額でございます。

次の 8 減価償却費ですが、全体の補正予定額 4,100 万円余りの減額となります。これは、有形固定資産減価償却費の決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、2 営業外費用ですが、全体の補正予定額は 1,600 万円余りの増額となります。主な補正内容は、1 支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利子が、補正額 2,600 万円余りの減額で、これは、企業債借入額の確定によるものでございます。

また、2 消費税及び地方消費税が、補正額 4,300 万円余りの増額ですが、これは、決算実績見込みによるものでございます。

以上により、一番下の収支差引きといたしましては、補正後の額、計が 3 億 5,987 万 4,000 円となっております。収益的収支の予算ベースでですが、3 億円余りの黒字を予定しております。

続きまして、11 ページを御覧ください。資本的収入でございます。まず、1 企業債は、補正額 3 億 6,300 万円余りの減額です。補正の内訳は、建設企業債が、補正額 1 億 2,500 万円余りの減額で、建設改良費の実績見込みによるものでございます。

次の準建設企業債は、資本費平準化債の発行額が確定したことにより、補正額 2 億 5,000 万円の減額となっております。

災害復旧債ですが、補正額 1,100 万円余りの増額です。これは、今年度の事業箇所確定に伴い、災害復旧事業に充当する企業債が確定したことによるものでございます。

2 補助金は、補正額 1 億 4,730 万円の減額です。補正の内訳は、国交付金が、補正額 1 億 6,100 万円余りの減額で、建設改良費に対する社会資本整備総合交付金の国の配分の決定によるものでございます。

その下、県補助金ですが、補正額 1,400 万円余りの増額で、これも、建設改良費に対する県補助金の配分が決定したことによります。

続きまして、4 負担金及び分担金は、補正額 1,500 万円余りの増額です。補正の内訳は、分

担金が補正額 1,300 万円余りの増額で、特別使用分担金の実績見込みによるものでございます。

次の加入金は、補正額 160 万円余りの増額で、集落排水施設加入金の実績見込みによるものでございます。

一番下の、6 その他資本的収入ですが、補正額 1,600 万円余りの減額で、下水道管移設補償費などの実績見込みによるものでございます。

続きまして、12 ページを御覧ください。資本的支出は、主に、国交付金事業の配分の確定による建設改良費の実績による補正で、目 1 管渠費が補正額 2 億 1,800 万円余りの減額、2 ポンプ場費が補正額 1 億 3,200 万円余りの減額、3 処理場費が補正額 6,000 万円余りの増額です。

また、次の 13 ページを御覧ください。6 災害復旧費が補正額 1,000 万円の増額で、災害復旧の進捗によるものでございます。

以上の建設改良費の主な補正内容につきましては、後ほど、下水道建設課より御説明いたします。

以上によりまして、資本的収支の差引きは、補正後で、マイナス 29 億 9,531 万円となります。資本的収支で資金が不足していることとなりますが、この収支予算で不足する 29 億円余りの補填財源を、下の表に示しております。補填財源の右側の計の欄でございますが、過年度分損益勘定留保資金から 14 億 7,700 万円余り、当年度分損益勘定留保資金から 7 億 2,100 万円余り、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の 7,600 万円余り、減債積立金から 7 億 1,900 万円余りで補填する見込みでございます。下水道企画課からは以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課、山口でございます。引き続きまして、私のほうからは主要な建設改良事業の補正について説明させていただきます。少しページを戻っていただきまして、5 ページを御覧ください。

最初に、公共下水道の管渠整備事業でございます。これは、下水道の未普及を解消するための汚水管の整備、浸水被害の防止や軽減を図るための浸水対策、管渠の安全性を高めるための耐震化や長寿命化対策のほか、道路改良工事等に伴い、下水道施設の移転などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴いまして、1 億 9,610 万 4,000 円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金の配分が減額されたことによるものでございます。

次に、公共下水道のポンプ場整備事業でございます。これは、大杵ポンプ場の雨水ポンプ設備改築工事、建屋の改築更新、耐震補強工事のほか、吉成ポンプ場の污水沈砂池設備改築工事などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴いまして、1 億 3,261 万 9,000 円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金の配分が減額されたことによるものでございます。

次に、公共下水道の処理場整備事業でございます。秋里下水終末処理場の汚泥濃縮槽の耐震補強工事、電気設備改築工事のほか、秋里処理区ほかのストックマネジメント計画改定に伴う調査、計画策定を実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴いまして、4,045 万 9,000 円の増額補正でございます。主な補正理由といたしましては、秋里下水終末処理場の電

気設備改築工事に関する工事委託費の増額によるものでございます。

続きまして、1 ページはぐっていただきまして、6 ページを御覧ください。集落排水事業の建設改良費でございます。これは、令和 5 年度より着手いたしました青谷町日置谷地区の施設統合事業に係る処理場及び管路設備整備工事のほか、河内処理区などの 7 つの処理区の機能診断及び最適整備構想策定業務等を実施する事業でございます。また、道路改良工事等に伴う集落排水設備の移設工事も行っております。事業費の決算見込みに伴いまして、183 万 9,000 円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の補正予算に呼応して、東郷・伏野処理区の維持管理適正化計画策定業務を実施するための増額、及び、予定しておりました道路改良工事等に伴います移設工事の一部について、次年度以降に実施することになった減額によるものでございます。

最後に、台風 7 号による被災に係る災害復旧費でございます。事業費の決算見込みに伴いまして、1,000 万円の増額補正でございます。主な補正理由といたしましては、関連工事との調整に伴いまして、仮設配管や仮設ポンプ運転等の増額によるものでございます。

次に、資料ちょっと飛ばしていただきまして、15 ページをお願いしたいと思います。ポンプ場費に係る債務負担行為の補正について説明させていただきます。予算書は 4 ページでございます。丸山中継ポンプ場改築工事（電気設備ほか）でございます。丸山中継ポンプ場ですが、昭和 58 年に供用を開始してから 41 年が経過し、機械設備・電気設備を中心に老朽化が進み、施設の機能維持に懸念が生じております。これらの設備を改築するために、2 か年にわたる工事を予定しておりましたが、令和 6 年度当初の国庫補助金の配分がなかったことから、工期を延期するため、債務負担行為の補正を設定するものでございます。

日本下水道事業団への委託を予定しておりまして、令和 6 年度は 9,600 万円、令和 7 年度～8 年度までの債務負担行為の限度額は 3 億円でございます。

続きまして、16 ページを御覧ください。立川中継ポンプ場改築工事（電気設備ほか）でございます。立川中継ポンプ場は、昭和 60 年に供用開始してから 39 年が経過し、機械設備・電気設備を中心に老朽化が進み、施設の機能維持に懸念が生じております。これらの設備を改築するために、2 か年にわたる工事を予定しておりましたが、令和 6 年度当初国庫補助金の配分がなかったことから、工期を延期するため、併せて、不具合の生じた水位計更新工事を追加するため、債務負担行為の補正を設定するものでございます。

こちらも、日本下水道事業団への委託を予定しておりまして、令和 6 年度は 9,200 万円、令和 7 年度～8 年度までの債務負担行為の限度額は 2 億 8,300 万円でございます。

以上で補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 9 ページを御覧ください。管渠費の委託料から、ポンプ場の委託料、処理場費としての委託料、これは包括的な民間のほうの委託費の減ということで、決算、これ主な 4 社あるかと思いますが、今、包括民間委託の業者の関係、契約者、その減に伴う理由とか、その内訳等が分かれば、例えば、具体的な数字っちゃうのは出んですかね、処理場何ぼ、ポ

ンプ場何ぼとか、この 4 ブロックの、それとか管渠は何ぼとか、その全体的な管理部門と、その理由っていうか、減額になった理由の主なものをちょっとお尋ねしたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 松尾室長。

○松尾一繁下水道企画課下水道管理室長 下水道管理室、松尾です。ちょっとその細かい数字うちゅうのはちょっとないんですけども、主な理由といたしましては、管渠費等でしたら、マンホールポンプが全体で約 740 か所ありまして、それに伴います電気代、修繕費等の実績見込みによる減でございます。

ポンプ場におきましては、こちら、ポンプ場が全体で約 40 か所ありますんで、そちらに伴います電気代、燃料代、修繕費の実績見込みによる、こちらは増でございます。

続きまして、処理場も同じく、全体で約 70 か所の処理場がありまして、こちら、こちらも電気代、燃料代、修繕費の実績見込みによる減となっております。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 今の説明でしたら、光熱水費のほうの減額ということのようですが、特に、この民間委託の場合で、その管理部門での何ぼか若干変更になる地点とか、そういうことはないですかね。例えば、統合されたりして、その管理費が落ちたとか、その年度で、4 か所を 1 か所にまとめるとか、ここをまた別に処理場をやめてつなぐとか、そういう格好の変更があれば、その辺の減額等があれば。

◆加藤茂樹委員長 松尾室長。

○松尾一繁下水道企画課下水道管理室長 下水道管理室、松尾です。直近の統廃合等については、この包括委託、3 年で行っておりますんで、見込んだ上で積算内容のほうはしております。あと、変更が生じる場合は、著しく物価の高騰等があれば増額変更とかっていう対応はさせていただく予定です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 3 年、包括民間委託で、その見越してと言われましたけど、いろいろ事業進捗いろいろあるでしょうし、その辺のね、供用開始、その辺か、一部切替えとか、その時期があるっちゃうか、その都度に変更される予定ということですね、今後はどうですか。

◆加藤茂樹委員長 松尾室長。

○松尾一繁下水道企画課下水道管理室長 下水道管理室、松尾です。そのとおりでございます。

◆加藤茂樹委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。初めての委員会ということで、分からないところがあるので、ちょっと伺いたいなと思ってですけども、11 ページの資本金収入の 2 補助金っていうところの国交付金の説明のところにある、建設改良費に対する社会資本整備総合交付金の減、その社会資本整備総合交付金ってのが、どういうものかかっていうことと、その下の 4 款の項目の負担金及び分担金の分担金の説明のところの特別使用分担金の増とあるんですけど、この特別使用分担金というものの意味を教えてください。

◆加藤茂樹委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼下水道企画課長 下水道企画課、牧野です。最初にお尋ねなりました、補助金における、国・県交付金の中の国交付金についての社会資本整備総合交付金とはというところでございますが、こちらについては、管渠だとかポンプ場、処理場、こちらのほうに国の交付金を充当させていただいているというところでございます。メニューは防災・安全交付金だとかっていうところもございますが、そういった国の交付金制度を活用させていただいて、今建設を進めさせていただくというものでございます。この金額につきましては、当然、実績見込みで、このたびは減額になっているというところで、工事料がその分少し減ったとかというところもございます。

◆加藤茂樹委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。分担金とは何ぞやということで御説明をいただきました。この特別使用分担金につきましては、公共下水道、この事業計画区域内で、排水区域外、結局、下水道管の整備がされたんですけれども、その先にある土地に、例えば、家を建てたくなくて下水道管を自ら引き込む、そういったような場合に頂くお金となっております。そうですね、その工事も自ら実施していただくことになっておると、そういうようなことになっております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。

◆谷口明子副委員長 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 41 号令和 6 年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

鳥取市市政改革プラン実施計画について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他、報告に入ります。鳥取市市政改革プラン実施計画についてを説明ください。

◆加藤茂樹委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼下水道企画課長 下水道企画課、牧野でございます。鳥取市市政改革プラン実施計画について、資料は、2 月 17 日開催の全員協議会で配付させていただいた、鳥取市市政改革プラン最終案の 20 ページ以降の取組内容などを示した、実施計画一覧を御準備いただけますでしょうか。

それでは、全員協議会で説明のあった鳥取市市政改革プランにおいて、下水道部下水道企画課では、1 件の実施計画に取り組むこととしております。該当の実施計画は、32 ページの 48 番、下水道等事業の経営健全化でございます。令和 6 年 3 月に改定した、鳥取市下水道等事業

経営戦略に位置づけた重点施策の着実な実施と、経営基盤の強化に取り組むこととしております。成果指標は、経費回収率、使用料で賄うべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標でございますが、経費回収率を 100%としておるところでございます。実施計画につきまして、委員の皆様からの御意見、御質問、または詳細説明等の御要望ございましたら、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

午全 11 時 34 分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後 1 時 29 分 再開

【都市整備部】

◆加藤茂樹委員長 少し早いようでありますが、皆様おそろいようですので、それでは、建設水道委員会を再開いたします。都市整備部の議案は、先議分とそれ以外のものがありますので、分けて進行をいたします。

初めに、都市整備部長に挨拶いただいた後、先議分議案の審査に入りたいと思っております。

◆加藤茂樹委員長 山根部長。

○山根陽一都市整備部長 都市整備部の山根でございます。お疲れのところと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。まず、雪の関係でございますけども、昼のニュースなんかに出ておりましたが、今日から 3 連休にかけて、大雪が予想されているところでございます。先日も山陰道でありますとか国道が通行止めになったというようなこともございましたけども、都市整備部としましては、最新の気象情報、それから観測情報を把握しながら、市道除雪のほう対応に努めていきたいと思っております。

次に、先日の本会議、会派新生の吉野議員さんの代表質問にもございましたが、令和 5 年 7 号台風の復旧状況でございますけども、1 月末現在で、都市整備部が所管します公共土木施設・道路・河川・公園の災害復旧工事の状況でございますけども、発注率ですが、件数ベースで 91.8%で、うち完成したものが 50%という状況でございます。引き続き災害復旧に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日の先議分でございます。2 月補正予算でございますが、先月 1 月補正のほうで、公園・道路事業については、国の 1 次補正対応分のほうを補正させていただいておりますので、今回の案件の多くは、実績見込みというようなことになろうかと思っております。このほか市営住宅の設管条例の一部の改正でありますとか、市道の路線認定・変更について提案をいたします。

また、分科会のほうでございますが、都市整備部所管の予算総額 59 億 7,000 万円余りの当

初予算の案につきまして、各課より説明させていただきます。簡潔な説明に努めたいと思いますので、どうぞ御審議のほうよろしくお願ひいたします。

◆加藤茂樹委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、先議分、議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。よろしくお願いします。鳥取市一般会計補正予算、都市整備部の所管に属する部分について説明いたします。お配りしております右肩に赤字で資料 1 と記載のある、A 4 横向きの建設水道委員会説明資料により説明させていただきます。右肩の資料番号の下がページ数となります。お手元にございますでしょうか。

それでは、議案第 28 号関係につきまして、令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）から始め、続いて、繰越明許費の順に説明させていただきます。歳入につきましては、歳出の財源がほとんどであるため、歳出を中心に説明させていただきます。また、請負差額など年度事業費実績見込み等による補正につきましては一部割愛し、主な事業について説明させていただきますので御了承願ひます。

それでは、3 ページの上段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額 81 億 4,400 万円に対しまして、今回の補正額 6 億 1,584 万 2,000 円の減額、補正後の額は 75 億 2,815 万 8,000 円でございます。以降、各担当課より順に説明させていただきます。

まず、都市企画課分の一般会計補正予算について説明いたします。同じく 3 ページの下段を御覧ください。款土木費、項河川費、目河川総務費、細目 5 の急傾斜地崩壊対策県営事業負担金のうち、細々目（急傾斜地崩壊対策県営事業負担金）でございます。予算書は 129 ページ、事業一覧は 45 ページとなります。県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を市が負担することにより、事業の促進を図るものでございます。県事業の実績見込みの減額に伴い、市の負担金 3,653 万円を減額補正するものです。

次の行を御覧ください。同じく細目 5 の急傾斜地崩壊対策県営事業負担金のうち、細々目急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（令和 6 年度国 1 次補正）でございます。これについては 5 ページを御覧ください。国の補正予算に呼応して、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を市が負担することにより、高路 B 地区など 5 地区で工事などを実施するものです。県営事業の補正に伴い、市の負担金 1,160 万円を計上させていただくものです。特定財源としては、補正予算債を活用します。

4 ページにお戻りください。項都市計画費、目都市計画総務費、細目 38 の景観形成推進費、細々目（景観計画策定費）でございます。予算書は 129 ページ、事業一覧 45 ページとなります。業務委託費の請負差額により、332 万 4,000 円を減額するものです。

続きまして、項都市計画費、目街路事業費、細目県営事業負担金、細々目県営街路事業負担金でございます。予算書は 131 ページ、事業一覧は 46 ページとなります。県が実施する街路事業に要する経費の一部を本市が負担することにより、幹線街路の整備を促進し、交通渋滞の緩和・利便性の確保を図るものです。県事業の実績見込みの減額に伴い、市の負担金 576 万 7,000 円を減額補正するものです。

一番下の行を御覧ください。都市企画課合計、補正額 3,864 万 8,000 円の減額、補正後の額 3 億 5,492 万 6,000 円とするものです。都市企画課分については、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。よろしくお願いいたします。それでは、資料 1 の 6 ページ目を御覧ください。まず、総務費、総務管理費、企画費、細目は 4 の空港利用促進費でございます。予算書は 77 ページ、事業一覧は 46 ページになります。内容 4 でございます。鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金でございます。この負担金につきましては、鳥取空港の利用促進と利便性の向上等を目的としました、鳥取空港の利用を促進する懇話会に対する負担金でございます。旅行会社等が、国際線のアウトバウンド商品を造成する際に補助金を準備しておりましたが、本年度は、国際線がインバウンド専用便のみでありまして、アウトバウンドの商品造成がありませんでしたので、この経費を削減するものでございます。その他事業費のほう実績を含めまして、負担金を減額するものでございます。補正額は 200 万円の減額です。

続きまして、目交通対策費、細目 6 の地方バス路線維持対策費でございます。地方バス路線維持対策補助金、予算書 79 ページでございます。こちらにつきましては、バス路線を維持するために、不採算路線の運行費に対するバス事業者への補助金でございます。こちらの事業費の増額と財源更正の 2 つとなっております。まず、事業費の増加につきましては、昨今の燃料価格や物価の高騰、運転手の方の人件費等の上昇によりまして、バス運行に係る経費が増加しております。このため、令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月までの間に発生しました不採算部分につきまして、実績に基づいて補助金を増額するものでございます。財源更正につきましては、こちら当初予算では、物価高騰対策に係る国の臨時交付金を活用する予定としておりましたけれども、その後ですね、全庁で交付金充当先の調整を行いました。その結果、バス補助事業におきましては、国の臨時交付金ではなくて、一般財源で充当し、特別交付税の算定基礎に算入するほうが有利であると判断されましたので、財源内訳を変更させていただきます。補正額につきましては、3,816 万 5,000 円の増となっております。

続きまして、細目 7 生活交通確保対策事業費でございます。1 つ目、バス代替タクシー運賃補助金、予算書 79 ページでございます。こちらにつきましては、路線バスの減便等に伴う代替交通として運行しております、乗合タクシーの運行費補助金となっております。こちら、燃料価格や物価の高騰、人件費の上昇のほか、西郷線で使用しております車両の修繕が発生しております、運行経費が増額となっております。補正額は 190 万 3,000 円の増となっております。

続きまして、細目 7、同じく生活交通確保対策事業費のうち、21 地域主体型生活交通確保支

援事業費、予算書 79 ページでございます。こちら、バス路線等が撤退した地域におきまして、まちづくり協議会や地域の N P O 等が運行主体となって取り組んでおられます、共助交通の運行費を補助金として支出するものでございます。共助交通につきましては、地域住民の方が運行主体となっておりまして、事業継続のために、地域の負担軽減が課題となっております。本年度から、運行管理業務の一部を専門事業者に委託することで、この負担を軽減しております。今回、初めての取組ということでございまして、地域の運行主体と受託業者との間にですね、の打合せに時間を少し要しまして、委託期間が短縮となった関係で、事業費が減額となっております。補正額は、117 万 3,000 円の減でございます。

続きまして、細目 8、100 円循環バス運行事業費、100 円循環バス運行費負担金でございます。予算書 79 ページです。こちら、コロナ禍で利用者が急激に減少しましたが、徐々に利用者が回復傾向ということで、運賃収入の増加を見込んでおりますが、一方で、それ以上に、やはり燃料費の高騰であったり、人件費の上昇と、老朽化しております車両の修繕費がかさんでおりまして、今回も増額補正とさせていただきたいと思っております。補正額は 1,135 万 9,000 円の増でございます。

続きまして、資料 1 の 7 ページを御覧ください細目 10 番、公共交通利用促進事業費でございます。こちらの 19 番、学生等公共交通利用促進支援事業費、予算書 79 ページでございます。こちら、公共交通を使って高校へ通学する学生の皆さんの通学費に対する補助金でございます。当初予算では、直近 3 年間の平均並みで予算計上しておりましたが、今年度の上期の時点で、想定を上回る申請をいただいております、下期も上期同様に申請数が多くなるということを見込んでおりまして、このたび増額補正をお願いする旨でございます。補正額は 127 万 4,000 円の増でございます。

続きまして、款土木費、項港湾費、目港湾総務費、細目 4 の鳥取港振興対策費でございます。3 鳥取港振興会対策費、予算書 129 ページと事業一覧は 46 ページでございます。こちら、クルーズ船誘致や鳥取港の利用促進を目的としました鳥取港振興会に対する負担金でございます。今年度につきましては、見込んでおりましたクルーズ船寄港が取りやめになった関係によりまして、歓迎費用の減額がありました。また、外国貿易、外国との貿易船の荷役補助金、こちらの実績がなかったということで、減額をするものでございます。補正額は 351 万円の減でございます。

以上、交通政策課所管の補正額は、4,627 万 9,000 円の増額補正でございます。よろしくお願ひします。

◆加藤茂樹委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課の筒井です。引き続き、資料 1 の 8 ページをお願いいたします。まず、上段の総務費、総務管理費、企画費の都心居住推進事業費でございます。予算書は 77 ページで、160 万円の減額となっております。これは、空き家改修に関する補助金ですとか、空き家の利活用に取り組む、まちづくり団体等の取組に対する補助金の利用がなかったための減額という内容でございます。

次に、下段の土木費、都市計画費、都市計画総務費の鳥取駅周辺再整備推進事業費です。予

算書は 129 ページで、116 万 1,000 円の減額となります。これは、鳥取駅周辺再整備に関する市民ワークショップの委託業務につきまして、事業費の実績見込みにより減額をするものでございます。

以上、まちなか未来創造課、補正額 278 万 8,000 円の減額となります。以上です。

◆加藤茂樹委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。資料 1 の 9 ページを御覧ください。中段よりやや下になります。都市公園整備費、公園整備費でございます。補正予算は 131 ページ、事業一覧は 47 ページでございます。これは、社会資本整備総合交付金金額の決定に伴う都市公園整備費の実績見込みによる減額でございます。補正額 1,447 万 7,000 円の減、補正後の額 1 億 5,038 万 2,000 円でございます。

次に、その下になります。公園管理費、都市公園等管理費でございます。補正予算書は 131 ページ、事業一覧は 47 ページでございます。これは、施設修繕費等の実績見込みによる減額補正でございます。補正額 451 万 3,000 円の減、補正後の額 2 億 8,836 万 6,000 円でございます。

次に、一番下になりますけども、他会計繰り出し、土地区画整理費特別会計へ繰り出しでございます。補正予算書は 133 ページ、事業一覧は 47 ページでございます。これは、土地区画整理事業の保留地払下げ収入の減額見込みに伴う一般会計へ繰り出しの、繰出金の増額補正でございます。当初予算においては、保留地処分費を充当する予定でございましたが、今年も保留地処分費の収入が見込めなかったため、一般財源から繰入れを行ったため、増額となったものでございます。補正額 52 万 5,000 円の増、補正後の額 3,528 万 8,000 円でございます。

次に、資料 1 の 10 ページを御覧ください。上のほうになりますが、災害復旧費、現年発生災害復旧費、単独災害復旧費、河川公園課分でございます。補正予算書は 147 ページ、事業一覧は 48 ページでございます。資料 1 の 11 ページを御覧ください。これは、令和 6 年 11 月 2 日の豪雨により、新たに鹿野町河内地内の広国川において護岸の基礎部が現れ、空洞が生じ、道路の路肩部が陥没するおそれが生じたため、コンクリート充填等を、路肩を復旧するため、過年度単独災害費から予算流用いたしまして、災害復旧を実施することに伴う増額補正でございます。なお、議決後は、現場完成した後、速やかに支出更正を行うこととしております。補正額 60 万円の増、補正後の額 660 万円でございます。

次に、その下になります。災害復旧費、過年発生災害復旧費、単独災害復旧費、河川公園課、令和 5 年台風第 7 号関連でございます。補正予算書は 147 ページ、事業一覧は 48 ページでございます。これは、災害復旧の施工方法について、現地の材料等の原形復旧が可能となり、仮設工事が大幅に減ったことや、最小限の施工により復旧が完了したこと、また、支所管内で多数の被災箇所があり、全容把握ができない状況があるなど、想定で被害箇所の復旧を計上した部分もございましたので、公共土木災害と農地災害の災害箇所が重複する状況から、現場精査を行ったことによる大幅な減額、また、一部工事費から負担金に費目更正を行ったことの実績見込みによる減額補正でございます。補正額 1 億 5,550 万円の減、補正後の額が 1 億 3,660 万円でございます。

資料 1 の 10 ページに戻っていただきまして、河川公園課の補正額合計 1 億 7,449 万 2,000 円の減、補正後の額 18 億 7,104 万 2,000 円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料 1 の 12 ページを御覧ください。予算書は 125 ページです。事業一覧は 48 ページ、478 番となります。道路維持費、細目道路管理費、27 万 5,000 円の増額をさせていただいております。道路占用料等が増加する見込みとなったため、財源の更正をしております。また、新規に青谷地区の材料支給に係る訴訟事件に係る弁護士着手金 27 万 5,000 円を計上しております。訴訟内容については、支所長より説明させていただきます。

◆加藤茂樹委員長 佐々木支所長。

○佐々木敏彦青谷町総合支所長 青谷町総合支所の佐々木です。よろしくお願いします。訴訟内容について説明させていただきます。資料 1 の 13 ページを御覧ください。昨年 12 月 4 日付で、鳥取市を被告とする訴状が提出されたことによる口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が、鳥取地方裁判所から通知されました。訴状は 2 件ありまして、1 件は構造物撤去等請求事件、もう一件は、文書開示等請求事件となっております。

まず、構造物撤去等請求事件ですが、鳥取市青谷町大坪集落が、本市の原材料支給制度を活用して、市道大坪神社線側溝に U 字溝を設置したのですが、大坪集落はその際に、原告の所有する土地に係る市道からの進入路を一旦取り壊し、U 字溝設置後にその進入路を復元しているものの、原告に何も説明をしていませんでした。このことに対して、原告が、市は施工内容を把握していたにもかかわらず、大坪集落に対し適切な指示・指導を行わなかったと考えており、許可なく設置した構造物の撤去と精神的損害賠償として、10 万円を請求しているものでございます。

もう一件の文書開示等請求事件は、この原材料支給制度のやり取りで、青谷町大坪集落から青谷町総合支所に提出された原材料支給申請書等の文書の開示請求に伴い、存在しない文書の開示請求が開示とされたことや、開示された文書の中でも区長の住所・印影といった個人情報に関わる部分を不開示とした決定の取消しと精神的損害賠償 10 万円を請求しているものでございます。

本市は、顧問弁護士に依頼し、原告の請求をいずれも棄却すること、訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める答弁書を、12 月 16 日付で鳥取地方裁判所に提出し、12 月 23 日に第 1 回口頭弁論を行っております。

さらに、今年の 2 月 3 日に被告準備書面として、原告の訴訟の請求の趣旨に対する反論の文書を提出しましたが、原告は、この準備書面に対する文書開示等請求事件の反論書と、構造物撤去等請求事件の口頭弁論書を弁論準備期日の 2 月 17 日に提出しております。

なお、次の弁論準備期日は 4 月 25 日となっております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。資料 1 の 12 ページにお戻りください。事業一覧は同じく 48 ページ、479 番となります。道路維持費、一般道補修費となります。舗装の打ち

替えが、長寿命化計画に基づくものであり、過疎債及び公共施設等適正管理推進事業債となるため、財源更正を行うものでございます。

続きまして、事業一覧、同じく 48 ページ、480 番です。道路維持費、除雪関係費、1 億 2,018 万円を増額させていただいております。資料 1 の 14 ページを御覧ください。この補正は、12 月・1 月時点で、降雪が平年並み以下であったため、2 月・3 月の実績見込みを平年並みとし、補正をするものでございます。なお、2 月 4 日～4 月 9 日まで連続降雪があり、除雪費の不足が見込まれるため、2 月 4 日～9 日の 6 日分については、追加提案を行う予定としております。

資料 1 の 12 ページにお戻りください。予算書は 127 ページとなります。事業一覧は 481 番です。道路新設改良費、地方道路整備交付金事業費、社会資本整備総合交付金事業費、329 万 9,000 円の減額を計上させていただいております。これは、国庫補助金の内示による減額となります。

同じく 482 番、目道路新設改良費、細目地方道路整備交付金事業費、防災・安全交付金事業費、2 億 1,882 万 7,000 円の減額を計上させていただいております。これも、国庫補助の内示額による減額変更となります。

続きまして、予算書は 147 ページ、事業一覧は 483 番です。2 億 6,830 万円を減額させていただいております。これは、地滑りで被災した道路災害、市道金沢瀬田蔵線、船木広岡 1 号線、海蔵寺称宜谷線、3 件と、11 月の大雨で被災した市道鳴滝大坪線の災害復旧費です。市道金沢瀬田蔵線では、復旧工事に伴う箇所が保安林であり、保安林解除が次年度以降となったため、のり面工事を次年度以降に行うため、減額をするものでございます。なお、下の金沢瀬田蔵線、市道部分に関しては保安林外となるので、先行して 3 月に発注する予定としております。また、市道鳴滝大坪線は、工法変更により減額するものでございます。そのほかの工事は、請負差額による減額補正ということで、合計 2 億 6,830 万円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、484 番です。1,271 万 4,000 円を減額させていただいております。これは、令和 5 年度台風 7 号で被災した道路災害の復旧費であり、今年度発注する工事において、年度内の支出が確定したため、減額補正をさせていただくものでございます。

道路課、補正額合計は 3 億 8,268 万 5,000 円の減額、補正後の額 36 億 1,257 万 1,000 円となります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、資料 1 の 15 ページを御覧ください。予算書は 125 ページです。上から 3 番目、石綿改修支援事業費でございます。事業一覧は 48 ページでございます。事業費実績見込みによる減でございます。石綿の除去等の費用の助成についてですが、事業実績により、33 万円の減となりました。含有調査につきましては 10 件を予定しておりましたが、実施が 6 件となり、124 万円の減となりました。補正額 157 万円の減額でございます。

続きまして、上から 4 番目、住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費でございます。事業一覧が 49 ページでございます。こちらも事業費実績見込みによる減でございます。住宅の無料

耐震診断が 17 万 5,000 円の減、住宅の有料耐震診断が、上限に達していないものが 3 万 4,000 円の減、住宅の補強設計で上限に達していないものがあり、5 万 3,000 円の減、住宅の耐震改修が、これは 3 件増加しまして、360 万円の増でございます。住宅の除去で上限に達していないものがあり、13 万 9,000 円の減、屋根瓦台風対策が 1 件減で 55 万 2,000 円の減、ブロック塀の撤去が 3 件、改修が 1 件の減を含め補助の上限に達していないものがあり、738 万 8,000 円の減など、当初見込みより減額となりました。補正額は、474 万円の減額でございます。

次に、上から 5 番目、土砂災害特別区域内住宅建替等事業費でございます。2 件分の予算を確保しておりましたが、実績が 1 件となり減額となりました。補正額は 154 万 9,000 円の減額でございます。

次に、空家対策事業費でございます。こちら事業実績見込みによる減でございます。相続人調査業務の委託料が 117 万 5,000 円、特定空家等除去工事の入札残で 12 万 3,000 円、特定空家除去費の補助金 15 件のうち、1 件の面積が小さく、補助の満額に達しなかったことにより、4 万 6,000 円の減などにより減額となりました。補正額は 149 万 2,000 円の減額をお願いするものです。

以上、建築指導課の補正額 1,040 万 8,000 円の減額、補正後の合計額は 2 億 8,984 万 8,000 円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。引き続き、建築住宅課の補正について説明いたします。資料 1 の 16 ページを御覧ください。款総務費、項総務管理費、目財産管理費、細々目 6 定期借地権付土地分譲事業費です。予算書は 75 ページ、所属別事業一覧は 49 ページです。以下、所属別事業一覧は 49 ページとなります。補正額は 1,081 万円の減額です。これは、中山間地の定住促進のため鳥取市が開発公社から、青谷町望町団地、鹿野町湯川住宅団地の分譲地を購入し、51 年間の期間を定めて借受人に賃貸するもので、令和 6 年度は 4 区画分、湯川住宅団地 3 区画、望町団地 1 区画の土地購入費用を計上しておりましたが、望町団地の話がまとまらず、この分が実績の減となりました。減額の内訳としまして、土地購入費 508 万 2,000 円、分譲促進事務費補助金 572 万 8,000 円です。

続いて、款土木費、項住宅費、目住宅管理費の 2 住宅維持補修費、細々目 1 住宅維持補修費です。補正額は 611 万 5,000 円の減額です。これは、市営住宅屋上防水改修工事、田島団地 R 1 棟、それと玄好団地の入札残によるものです。

続いて、3 の県営住宅管理費です。補正額は 1,000 円の増額です。これは、令和 5 年度実績報告の端数処理の誤りにより、県からもらい過ぎてしまいました管理委託料 386 円を返還するために計上するものです。

続いて、目公営住宅建設費、細々目 1 市営住宅長寿命化対策費です。予算書は 133 ページです。補正額は、1,346 万 6,000 円の減額です。これは、大森団地 R G 2 棟改修工事が完了し、この事業費が確定したことにより減額するものです。

続いて、細々目 1 市営住宅屋根改修事業費です。予算書は 133 ページです。補正額は、2,238 万円の減額です。今年度は 2 棟、湖山団地 2 棟、旭町団地 10 棟の工事が完了し、この事

業費が確定したことにより減額するもので、これも入札残です。

以上、建築住宅課の補正額 5,310 万円の減額、補正後の額 5 億 1,184 万円です。以上となります。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。続きまして、繰越明許費について説明させていただきます。資料は 17 ページと 18 ページになります。このたび繰越明許費を計上させていただきますのは、都市企画課、河川公園課、道路課及び建築指導課の 4 課、14 事業でございます。予算書は 154 ページ～173 ページ、繰越明許費の都市整備部合計 19 億 2,025 万 8,000 円をお願いするものです。以降、各担当課より説明いたします。

まず、都市企画課から説明いたします。17 ページの上段を御覧ください。都市企画課は、先ほど補正予算の説明をさせていただきました、急傾斜地崩壊対策県営事業と、同事業の令和 6 年度国 1 次補正分及び県営街路事業の 3 事業に係る市の負担金について、繰越しさせていただくものです。

19 ページを御覧ください。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。鹿野町梶掛地区など 28 地区で、県が実施している擁壁工事などにおいて、県営事業の遅延に伴い繰越しをしようとするもので、補正後の予算額 4,172 万円に対しまして、繰越明許費 3,140 万 5,000 円を計上するものです。

次に、5 ページを御覧ください。先ほど補正予算で使いました資料になりますけれども、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（令和 6 年度国 1 次補正）でございます。県が行う高路 B 地区など 5 地区の擁壁工事などにおいて、国の補正予算に呼応するため、1,160 万円全額を繰越明許費に計上するものです。

戻りまして、20 ページを御覧ください。県営街路事業負担金でございます。大工町土居叶線（宮長工区）など、3 路線 4 工区で実施している街路工事において、県営事業の遅延に伴い、繰越しをしようとするもので、補正後の予算額 2,668 万 3,000 円に対しまして、繰越明許費 2,159 万 1,000 円を計上するものです。

17 ページに戻っていただきまして、都市企画課の繰越額合計 6,459 万 6,000 円でございます。都市企画課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。河川公園課、同じく 17 ページ下段を御覧ください。治水対策事業費、小規模急傾斜地崩壊対策事業費、公園整備事業費、それから、公共土木施設災害復旧の補助災害と単独災害の 5 事業の繰越しでございます。

資料 1 の 21 ページを御覧ください。治水対策事業費でございます。予算額 1 億 5,541 万 8,000 円に対しまして、このたび追加で 2,850 万円の繰越しをお願いするものでございます。9 月議会におきまして、小沢見川ポンプ場整備工事の 6,010 万円の繰越しをいただいておりますけれども、青谷地区の浸水対策施設整備工事におきまして、工場製作である放流ゲートに不測の日数を要したこと、また、令和 5 年度の台風 7 号の災害によりまして、これはほぼ東部圏域全体になりますが、都市整備部、農林水産部にかかわらずですけれども、コンクリートブロック

の製品に製造メーカーが全力を注いだことによりまして、通常のコンクリート 2 次製品が、なかなか製造できない状況に陥るというような状況が発生しました。このようなことから、不測の日数を要したことと、青谷につきましては、さらに、このたび、ボックスカルバートを入れておりました、赤い矢印で勝部川の青い線に向かってるところですが、こちらの県道の際のところですね、青谷町内に送っております融雪装置の配管が出てきまして、こちらの移設が支障となりましたので、急遽移設を行う必要が生じたことから、あわせまして、年度内に完成ができなくなったため、繰越しをお願いするものでございます。

次に、資料の 1 の 22 ページを御覧ください。小規模急傾斜地崩壊対策事業費でございます。予算額 9,570 万円に対しまして、こちらを追加になりますが、30 万円の繰越しをお願いするものでございます。12 月議会において、夏泊地区小規模急傾斜地崩壊対策工事の工事費、補償費を、7,000 万円の繰越しを認めていただいておりますが、こちらの工事におきまして、通信用のケーブルテレビの配線が鳥取市型の通信ケーブルということが判明しまして、改めて補償費ではなく、委託費として計上する必要がございますので、30 万円を繰越しをお願いするものでございます。こちらにつきましても、関係機関との調整に日数を要したため、年度内の完成が困難となったことから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、資料 1 の 23 ページを御覧ください。公園整備事業費でございます。予算額 1 億 5,038 万 2,000 円に対しまして、8,362 万 1,000 円の繰越しをお願いするものでございます。これも湖山池公園ほか 5 公園につきまして、先ほど治水対策事業費でも説明しましたが、コンクリートブロック製品の製造メーカーのブロックの製造中止によりまして、基礎ブロックとか、こういったものの平準的な製品の入荷が遅れを生じたため、不測の日数を要したことから、年度内完成が困難となったため、繰越しをお願いするものでございます。

次に、資料 1 の 24 ページを御覧ください。公共土木施設災害復旧事業費、補助災害復旧費の河川公園課分でございます。予算額 3 億 6,697 万 1,000 円に対しまして、1 億 7,486 万 7,000 円の繰越しをお願いするものでございます。令和 5 年度、台風 7 号に伴う奥山谷川河川災害復旧工事など 5 河川において、先ほどと同様になりますけども、ブロック製品の調達に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となったことから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、資料 1 の 25 ページを御覧ください。公共土木施設災害復旧事業費、単独災害復旧費の河川公園課分でございます。予算額 1 億 3,660 万円に対しまして、9,820 万円の繰越しをお願いするものでございます。12 月議会において、雨滝川の単独河川災害復旧費 1,300 万の繰越しを認めていただいておりますが、上地川の単独河川災害復旧工事など 14 河川、16 か所について、河川補助災害を整備優先して施工したために、県内の災害復旧によって、ブロック製品の調達に不測の日数を要したことから、年度内完成が困難となりましたので、繰越しをお願いするものでございます。

資料 1 の 17 ページに戻っていただきまして、河川公園課の繰越額、総額でございますが、5 億 2,858 万 8,000 円でございます。河川公園課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。資料 1 の 26 ページを御覧ください。一般道補

修費、繰越予算額 800 万円を計上しております。このたび、市道海蔵寺祢宜谷線の地滑り災害復旧工事と併せて行う、道路拡幅部分の工事費の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、資料 1 の 27 ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業費、繰越予算合計額 6,680 万円を計上しております。繰越額には、12 月議会に承認いただいた 1,926 万 8,000 円を含んだものでございます。黄色で着色している上砂見 5 号線大橋となります。繰越理由は、地元関係者などとの協議日数を要したものでございます。

資料 1 の 28 ページを御覧ください。防災・安全交付金事業費、繰越予算額合計 2 億 8,536 万 4,000 円を計上しております。繰越額には、9 月議会に承認をいただいた 5,089 万 1,000 円を含んだものでございます。このたびは、黄色で着色している市道弥生橋通りほか 6 路線に係る工事費、補償費等でございます。繰越理由は、適正工期の確保及び関係者との協議などに日数を要したものでございます。

資料 1 の 29 ページを御覧ください。公共土木施設災害復旧事業費、補助災害復旧費、令和 5 年台風第 7 号、5 億 8,293 万 3,000 円を計上しております。繰越額には、12 月議会で承認いただいた 9,545 万円を含んだものでございます。新たに繰越しをお願いする路線は、市道河内 3 号線ほか 7 路線となります。適正工期の確保及び関係者との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなり、繰越しをお願いするものでございます。

資料 1 の 18 ページを御覧ください。繰越明許費、道路課計 12 億 4,204 万 7,000 円となります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。引き続き、資料 1 の 18 ページを御覧ください。住宅・建築物耐震診断・改修支援事業、1 億 2,992 万 9,000 円のうち、8,502 万 7,000 円の繰越しをお願いするものです。

次に、資料 1 の 30 ページを御覧ください。本事業は、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された、要緊急安全確認大規模建築物の解体に係る費用の一部を、当該建築物の所有者に対して補助をするものです。

概要です。建物の位置です。鳥取市行徳 1 丁目 103、スーパーマーケットです。補助対象建築物の概要です。資料 1 の 30 の右の上のほうに、小さいですが、建築物の配置図をつけておりますが、昭和 43 年建設の鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積が 4,469.87 平米、もう一つが、昭和 48 年から 52 年にかけて建設されました、鉄骨造 4 階建て、延べ床面積が 1 万 531.87 平米、補助対象がこの 2 棟になります。同じ敷地内の駐車場 2 棟も解体するというふうに聞いております。

解体工事のスケジュールですが、令和 7 年 1 月、もう施工業者さんが決定しとるようです。あとは、各種、2 月に各種届出等をされまして、令和 7 年 3 月に解体工事の着手をして、令和 8 年 3 月に、工事の完了の予定ということです。

繰越しの理由ですが、解体予定の建物内で営業している店舗の移転先として、新店舗の建設工事を行っておりましたが、この工事に使用する鉄骨の入荷が、大阪万博、災害復旧などと需要が重なりまして遅れたことにより、工事完成が予定より遅れました。このため、解体予定の

建物内で営業している店舗の移転が遅れて、本事業の解体工事着手が予定より 6 か月程度遅れたものです。

以上、建築指導課、8,502 万 7,000 円の繰越しをお願いするものです。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言ください。吉田委員。

◆吉田博幸委員 ちょっと、わし、よう分からんだけど、この資料 1 の 30 ページの分、これはどこのトスク。

◆加藤茂樹委員長 トスク本店、だそうです。

◆吉田博幸委員 何だあ、こんなんでも 3 つも分かれとるんか。それぞれ、建てんさったときが違うっちゃうことか。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。それぞれ建設年度が、30 ページの右の上を書いてます。建設年度が違いますんで、棟が分かれとるというか、建設年度が違う分だけ分かれとるということです。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。吉田委員。

◆吉田博幸委員 そしたら、これはトスクのほうが支援を頼みますよって言ってきんさったわけ。そんなことじゃないですか。自発的に市が支援しますよって言いんさったわけか。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。すみません、補助制度はもともとありましたんで、補助制度があるってことは知っとられたみたいで、じゃあ支援をっていうか、補助も活用されたいということで、お話があって進んどるということです。

◆吉田博幸委員 そうですか。分かりました。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。そのほかございますか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 6 ページの地方バス路線の維持対策費というのがあって、ちょっと聞き漏らしたと思うですけど、3,816 万 5,000 円の補正をされとるわけですけど、合計が 2 億 8,049 万 7,000 円ということで、その財源内訳ですね、これ、もうちょっと詳しく、ほとんど、1 億 6,155 万 5,000 円ちゃん、国・県の支出金が減り、地方債も減り、一般財源がほとんど、2 億 5,500 万っちゃうのは、2 億 8,000 万のうちのほとんど 8 割、9 割、この財源内訳とその理由とか、その辺のね、補助対象が外れた理由とか、その辺が分かれば。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。財源更正でございますけども、この当初予算の組んだ際には、昨年度までは、路線バスの補助に物価高騰の対策の交付金を充てておりました。当初はそれだったんですけども、この間にですね、交付金の総枠は決まっておりますので、財政と評議しましたところ、この路線バスの補助金につきましては、一般財源に振り替えても、過疎債等の対象になるということがございましたので、この交付金の枠があるものを、その交付税の過疎債のほうを使えないとこに充当したというところ、振替でございますね。市に入ってくる交付金の総枠は決まっておりますんで、過疎債等を使える路線バスのほうは交付金を充

てずに、一般財源を充てたといったことでございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 過疎債のほうに充てられたというのは、この地方債の中には入らないということですね。それで、一般財源は特に出しとるけど、また過疎のほうの関係の分で、また、それはそれで、その項目に入るんですか、歳入、全般的に最初のほうに。その辺の詳しく。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。すみません、訂正させていただきます。過疎債ではなくて、特別交付税の算定の基礎になるというところでございます。

物価高騰等のものを 100% 充てれるものは、ほかの部署のほうに充てていただいて、この路線バスの補助金は、特別交付税の算定基礎となるということでしたので、そちらのほうを充てたという形で、財源更正を行いました。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 それで、入らないと。一般財源ですけど、交付税のほうでやっとなんかということですね、了解です。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。そのほかございますか。よろしいでしょうか。秋山委員。

◆秋山智博委員 13 ページの青谷管内の訴えのことについてです。まだ裁判の途中なので、どうのこうのつちゅうことにならんでしょうが、原告と、それから被告の、正論というの、どこら辺にあるのか。裁判の途中だから、何とも言えなかったら仕方ないんですが、正論はどこら辺にあるのかということと、それから、大坪集落はこの件については、どのような動きということがあったのでしょうか。また集落の考え等もあるようでしたら、聞かせてください。

◆加藤茂樹委員長 佐々木支所長。

○佐々木敏彦青谷町総合支所長 青谷町総合支所の佐々木です。ただいま、2 点いただきました。被告である鳥取市の言い分ではございますけども、この、まず、構造物撤去等の請求のほうの事件につきましては、鳥取市として、その大坪集落が行った原材料支給による工事に伴う監督責任というものは、鳥取市にはないのという言い分でございます。原告のほうの方は、鳥取市にそういった責任があるはずだから、鳥取市に賠償を求めるというものでございます。

それと、開示請求につきましては、この原材料支給の関係で、大坪集落と総合支所が文書といますか、その申請書等のやり取りを、これは毎年というか、単年の事業ではなくてですね、その市道の沿線がかなり距離が長いものですから、年度を分けて何回かに分けてやっておられるんですが、その年度ごとの申請と、決定と完了の関係の処理、また、予算の関係もありますので、前年度にどれだけの量が必要かというような要望書もいただいておりますが、そういったものの開示を求めておられるものでございまして、不開示とされたものというのが、いわゆる要望書に当たるものでございまして、原告の方が言っておられる、仮申請書というものを開示しろということがございましたが、そういった書類はございませんので、不開示とさせていただいてることについて、それはおかしいということによっておられることが 1 点と、あと、いわゆる申請書等に、地区会長の判こを、町内会長の判こを押していただいたり、住所を書い

ていただいたり、連絡先を書いていただく、いわゆる個人情報のあるんですが、そういったものを非開示としたことについて、開示しろと言っておられることが論点でございます。

この点につきまして、大坪集落なんですけど、実は大坪集落のほうにも、原告の方は訴状を出しておられまして、この構造物の撤去を求めています。それにつきまして、大坪集落は、構造物の撤去については応じるというような考えを持っておられまして、実際 1 月 5 日にですね、本人立会いの下で、裁判所と鳥取市も立ち会った上で、構造物を撤去しようとするところまでは行ったのですが、本人がこちらにお住まいではないものですから、来れないと、その日はちょっと都合が悪くなったようでして、来れないということで連絡があったということで、撤去のほうはまだ不履行の状態でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。

◆秋山智博委員 はい。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員であります、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号令和 6 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第 29 号令和 6 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を説明ください。徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。特別会計の補正について御説明いたします。資料 1 の 31 ページを御覧ください。土地区画整理費特別会計、まず歳入でございます。補正予算書は 185 ページです。一般会計繰入金でございます。これは、土地区画整理事業の保留地払下げ収入の減額見込みに伴うもので、当初予算においては、保留地払下げ収入を充当する予定でしたが、保留地払下げ収入が見込めなかったため、一般財源から繰入金が増額となったものでございます。補正額 52 万 5,000 円の増、補正後の額 3,528 万 8,000 円でございます。

次に、諸収入のうち、保留地払下げ収入、千代水第二地区保留地払下げ収入でございます。事業費実績見込みによる減額補正です。

同じく補正予算書 185 ページでございます。補正額 6 万 1,000 円の増、補正後の額 7 万 4,000 円でございます。これは、保留地の電柱等の貸付料の増額でございます。

土地区画整理費特別会計、歳入の補正額合計 609 万 3,000 円の減、補正後の額 3,536 万 2,000 円でございます。

続きまして、資料の 1 の 32 ページを御覧ください。土地区画整理費特別会計の歳出でござ

います。区画整理費、千代水第二土地区画整理費、土地区画整理費特別会計の歳出です。区画整理事業費の保留地処分事務費でございます。補正予算書は 187 ページ、事業一覧は 63 ページでございます。これは、事業費実績見込みによる減額補正でございます。本件は、保留地処分に必要な予算を計上しておりましたが、現在、鳥取県で予定されております、南北線の都市計画決定が行われなかったため、今年も減額補正とさせていただくものでございます。補正額 609 万 3,000 円の減でございます。補正後の額 59 万 8,000 円でございます。

予備費です。事業実績による減額補正でございます。補正額 1,000 円減、補正後の額はゼロ円です。

土地区画整理費特別会計、歳出補正額合計 609 万 3,000 円の減、補正後の額 3,536 万 2,000 円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。ございませんか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 29 号令和 6 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を採決をします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 56 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、議案第 56 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを説明ください。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。議案第 56 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。資料 1 の 33 ページ～50 ページ、付議案は 71 ページ～74 ページです。資料 1 を使って説明いたします。33 ページを御覧ください。

公営住宅法、以下、法といいます、第 48 条、これは、管理に関する条例の制定になります。この規定に基づいて、鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例、以下、条例といいます、の一部を改正するもので、今回の条例改正の目的は、市営住宅の管理代行制度を導入するために行います。

資料の説明に参ります。1 と 2 は、条例の改正の目的と内容についてです。現在本市では、市営住宅を 43 団地、2,135 戸、県からの受託で県営住宅を 8 団地、209 戸を管理しています。平成 23 年度から、一部の市営住宅の修繕と建物管理を民間委託することで、ハード面について、24 時間、きめ細やかな対応をしております。ところが、令和 7 年度からは、住民に対するソフト面のサービス向上のため、日常の管理をはじめ、トラブル解決に係る豊富なノウハウを

持つ鳥取県住宅供給公社、これを以下、公社といいます。公社に入居管理を委託します。公社が管理代行するには、法の規定により、条例に公社が管理を行うことができる旨を規定する必要があるため、今回、条例の第 60 条に追加して規定しますが、法の第 47 条に、管理を委託できる範囲、これは法の第 3 章に規定する範囲といいます、これが規定されています。

資料の右下の略図のとおり、赤枠の中が公社に管理を委託できる範囲となっております。家賃の決定を除くマンパワーの必要な業務全般を委託することが、法の規定により可能となっております。ちなみに、この中で収入申告の報告の請求と入居募集事務ということが、最もマンパワーを必要とする業務となっております。

管理代行を導入するメリットは、3 と 4 のとおりです。当面はゆとりのできたマンパワーを家賃の滞納整理に向けようと考えておりまして、滞納整理が進めば、将来的に建築住宅課職員の削減による人件費の抑制も期待できるのではないかと考えているところです。

5 の県内の導入状況です。鳥取県をはじめ、倉吉市・米子市で導入済みとなっております。

6 の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

7 の今後のスケジュールです。条例の改定後は、市営住宅住民への周知を行った後、管理業務の委託に向けた手続を進めてまいります。

なお、資料 1 の 34 ページ～50 ページにかけて、条例の新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただきますよう、お願いいたします。説明は以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第 67 号市道の路線の認定について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第 67 号市道の路線の認定についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。市道の路線の認定について説明させていただきます。付議案は 103 ページ～113 ページになります。資料 1 の 51 ページ、左上の表を御覧ください。新規認定路線は 13 路線です。認定基準 3 条の 4 によるもので、開発行為による新規路線が 9 路線、認定基準 3 条の 3 によるもので、鳥取西道路整備に伴う新規道路が 4 路線となります。

位置図につきましては、51 ページ右から、55 ページの赤の破線で示した路線となっております。御確認ください。

提案理由は、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を得るためでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第 68 号市道の路線の変更について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第 68 号市道の路線の変更についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。市道の路線の変更について説明させていただきます。付議案は 115 ページ～117 ページとなります。資料 1 の 51 ページの左の下を表を御覧ください。変更路線は 4 路線となります。認定基準 3 条の 4 項によるもので、開発行為による道路が延長されることになり、変更するものが 3 路線で、認定基準 4 条の 2 によるもので、鳥取西道路の整備に伴い変更となる道路が 1 路線となります。

位置図につきましては、52 ページの左の図、55 ページの図の紫の破線で示しているのが変更した路線となっております。御確認ください。

提案理由は、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 2 条第 2 項の規定により議決を得るためでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

令和 7 年陳情第 4 号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情書（質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、陳情審査に入ります。令和 7 年陳情第 4 号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情書を議題とします。本陳情につきまして、委員の皆様より御意見ををお願いします。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。6 年 9 月議会でしたですかね、そのときに、不採択になった理由ということで、参考資料をいただいていますけれども、その陳情審査結果一覧ということで、その理由等というところに、陳情内容にある現状認識と実態が合っていない、併せて、国が耐震・防災シェルターの安全基準を定めていないことにより、助成制度の運用は困難であると考えたためとあるのですけれども、この 9 月議会の委員会のときには、国が耐震・防災シェルターの安全基準は定めていないということだったので、その後、そういった国の動きというか、安全基準というのはあったのかどうか、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。国・県とかの基準は示されたかというお尋ねだと思いますが、現在もですね、そういう基準等は示されていない状態です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 よろしいでしょうか。

◆谷口明子副委員長 はい。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございませんか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 既に、県で、そのシェルターについては補助対象があるという、その内容が、ちょっとあやふやなようでしてね、私思うのは、天井・床を使わずに、改築せずに補強するという格好の制度もあるように聞いていましたんで、例えば、母屋の中の一番集まるとこの部分の補強という格好、対象になるなら、それを規模を縮小しても、考え方は一緒なのかなっちゅう気もするわけですけどね。その辺の考え方はどうですか。補助、まだ県のほうが、まだその事業がないというのが、明細にそういう補助対象の枠がはっきりされてないのか、完全に 100%補助っちゅうわけじゃないでしょうしね、限度額があったりするでしょうし。その辺で、上限額っちゅうか、小さいシェルターでしたら、例えば 65 歳以上の高齢の方がベッド生活みたいな感じやあで、そういうところで補強するというのを、部屋をするのと同じようなことだし、規模を縮小すれば。そういうことが説明ができるんなら、規模を縮小でも、金がかからんし、そんなには。補助対象の枠に入るのかというのもあるんで、多分これ、言っとられるの、そういうことも言っておられると思うんですよ、シェルター、実際にね。枠組みを狭くしても、そういう要望しておられると思うけど。ちょっと県の基準っちゅうか、補助基準ちゅうか、県、国にっちゅうか、その辺の、具体的なその辺の要綱というか、その補助要綱みたいな、それがきっちり分かれば、ちょっと教えていただきたいです。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。私、今回の陳情は、シェルターとベッドの補助を創設してくださいという陳情だっていうふうに解釈はしております。それで、6 年の 9 月の議会時点で、シェルターの安全基準が定められてないから、運用ができないよという不採択の理由が記されておるということで、先ほど、その後、何か基準が示されたかっていうことをお尋ねいただいて、まだないですよというふうにお返し、御返事させていただきました。

この陳情につきましては、そういうようなやり取りなのかなと私は解釈しとるんですが、それとはちょっと話がまた変わるんですけど、耐震補強の建物全体の補助もありますし、県自体は、1 部屋だけの補強をするというようなところもとられます。それから、県自体は制度として、シェルターとかベッドの補助もされております。鳥取市に関しては、1 部屋だけとか、シェルターとかベッドだけの補助の制度はつくってないよということです。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 鳥取市のはないですよ、県はあるということなら、極端に言やあ、不採択も、県の補助事業は、既に事業がありますぐらいで、県の事業使ってくださいという格好になるのかなっちゅうのがありますね、部屋で、シェルターもね。そういう、何か、今の意見はそういうことに聞こえますけどね。どうですか。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。この県の補助制度ですけど、間接補助っていいまして、鳥取県はつくりますと。各市町村も、同じように要綱をつくって、一緒にしましよと、各市町村に申請を出してくださいと。市町村が、まず申し込まれた方にお金を出して、その分を、後で県が、国・県が、鳥取市に後で交付してくれるという形でして、

間接補助っていいまして、県だけでじゃなくて、県も市も一緒にしましょうというような補助制度です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 要は、県が同じ、自治体も市町村も、それらにのって下さいよと言っておられると。市民から、何とかその部屋だけでも、独自の補強できるようにはできないかという陳情で、市は不採択にする、市が、市が事業をせないけん、しないという手が何かよく分からんですけど、それはね。国・県が補助すると、事業に対して、市は、その事業をやりませんというのは、極端に言やあ、困っておられる方を見れば、何ぼか、改築でもね、全身的な耐震工事すりゃあ、もうごっつい費用かかるけど、部分的だけえ、ほとんどそこを小さい家庭で、そこだけで住んだらというのがあるって、そういうところがあったら、それなりの補強は、そういう制度があれば、完璧に 100% でじゃないにしろ、それは利用すべきだなということもあるし、その辺を、市のほうはつくる予定はないということのようですから、その辺をちょっと。

◆加藤茂樹委員長 山根部長。

○山根陽一都市整備部長 都市整備部、山根でございます。執行部の現時点の御意見を問われとるということでよろしいんでしょうか。

陳情の参考ということで、あくまでも参考ということで、お答えさせていただくということで。太田次長の先ほどのお話とかぶると思います。直接的には、やはりこの要望書が想定されてるだろうこのシェルターにつきましては、基準ですね、安全性の基準であるとか、そういうものが、公といいますか、国とか県とかが定められた基準がない中で、シェルター、こういう製品としてはあるというようなことでございまして、それに対して、そういう安全性が担保されてないものに対して、市が、今の段階で、今の段階で補助制度を創設するのは、少し時期尚早ではないかなというのが執行部の今の考え方でございます。これが、その後ですね、将来ですね、規格が制定されたりとか、安全性が確保されるようなことになれば、それは、また検討が始まるだろうというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 結局、安全性が確保できない、この、じゃあ県は、その安全性確保できないけど、補助金を出すというルールをつくったんですか、そういう要綱も。

◆加藤茂樹委員長 この資料に書いてあるけど。

◆寺坂寛夫委員 うん。いやいや、というのが、完璧なものというのが、やはりどっちか傾いたり、潰れるよりも多少傾いたり、横揺れ、上下があるし、それなりにはあると思うけどね、それは。完璧に、ずぶっと、上から、ぐしゃっと潰れるわけじゃない。補強をすれば、それなりの確保は、何ぼかの、傾いたり。だけど、県が、県が出んけえですかね、県みたいなことを取り組まれとると。それで、市は、安全性確保されないから、知りませんっちゃあのも、何かおかしいですね、その辺もね。それで、ちょっとこの辺はまだ、はい。じゃあ。なら、どうぞ。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。資料をお手元に持っておられるとは思いますが、県のほうも、強度基準等の指針について定めるというようなことを検討し

ておられるみたいでして、令和 7 年度次に策定されるというようなことを、県も考えておられるみたいですので、7 年度中には、何らかの基準が示されるのではないかなと、私は考えております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 国からも補助があつて、県からもあつて、間接補助で、市にはどうかというところだと思うんですけど、国が補助金を出しているっていうことは、国もそれなりに、これは有効だと思われてっていうことで、補助金が出てるのではないかということも取れるかなとは思んですけど、さっきのお話の、ちょっとつながるかなとは思ったところですが。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。国は、基準は示されおりませんが、恐らく有効なものがあるんであろうというふうに思われておるのではないかなという、こう推測にしか過ぎんですけど、明確ではないから、やっぱり県のほうも基準をつくるというふうに動いておられるんだと、私は感じております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 今、お示しがあつたように、国・県というふうに制度をつくられたと。それを、どうその補助制度を導入するかどうか、あるいは、間接補助を決めるのかっていうのが、市町村に委ねられていると。委ねられているところに当たって、安全基準がまだ正しく示されていないので、私どもといいますかは、そこがまだ明瞭ではないと。それを示すものとして、今、6 年度、利用がないということなので、やはりその安全基準等に他の市町村の町民・市民の方も懸念しておられるのじゃないかと。その安全基準が示されてくれば、有効であろうとは推測すると。それに対して、今、御説明があつたように、県のほうが何らかの基準をつくっていくというのが現状だというふうに認識しています。加えて、鳥取市としては、1 つのお部屋だったり、ベッドよりも、まずは耐震改修を進めていきたいんだということで、建物全体、このベッド、大都会のように小さい空間であれば、有効かもしれませんけれども、広い屋敷もある中で、果たしてそれが有効だろうかとか、そういった議論もあつたように考えています。そういった判断で、前回、この国の安全基準がないということで、不採択にさせていただいたという経緯があります。現在、まだそれが変わってないので、せっかくね、陳情していただいて、お気持ちも分かりますけれども、その辺りが、まだこう善処されていないというのが現状だというふうに理解しております。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 今、太田委員のほうが言われた安全基準っていうのは、やはりどういう基準で守られるかというのが何も示されてない中で、公金、補助金を出すという、曖昧なことは危ないではないかということで、前回、その不採択理由にもしっかり載せてるので、ここを、今変えていいでしょうには、ちょっとならないと思います。以上です。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 その国の安全基準というのが、極端に言えば、木造建築、3 階、4 階あるけど、いろいろそれも、なかなか、どんどん建てられるけど、実際は安全基準っちゅうか、耐火問題

とか、いろいろ出てきて、それはあると思うんですよ、ビルでも、何階以上。その辺の国の動きが速過ぎるというのもあれかも分らんけど、どこまでが安全かというね、100%もつのか、床がもたなければ、全然いけんちゅうのがあるし。まあ、天井。だけど、支える分だけでも、やっても、だけえ、そこでもつように支持を、くいを打つか、あるいはH鋼打つか、あるいは補強するのか、その辺まですればできるかなと、わしや思うけどね。安全基準保たれないちゅうのは、何か、基礎くいさえ打てば、4方向に、そういうように支えられるし。部屋の形は、確かにH鋼や構成組み立ててぼんぽんやっても、それだけで十分もつと私は考えるけど、メーカーが、あると思うんですけど、その辺、基準が、国が認めれるか認めれんか分らんけど、その辺の考え方が、何か県と国が先走っとるけど、安全基準は、市のほうでは全然安全が保たれないちゅうのは、何だあ。それだったら、国・県がきっちり早めに、その補強制度をね、すべきだと思うし。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 委員長。建築指導課、太田です。これ何ページかな、資料のこの、この絵を見ておられると思うんですけど、ベッド型もですね、シェルターもですね、基準は示されておらずで、各メーカーさんが、それぞれ自分とこで、思い思いに試験はされとるんですけど、やっぱり統一した試験でもないし、何トンまでもちますっていうような表現はあるんですけど、どんな試験をされたかもさっぱり分かんずし、本当でどうなのかなっていうのは、少しちょっと疑問が残る点です。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 居室単位の改修のことではなくて、耐震シェルターと耐震ベッド、耐震シェルターと耐震ベッドのことだと思うんですが、この陳情が。今、寺坂委員さんが言われたの、確かに大事なんですけど、家をその補強するっていうその柱を立てるとか、そういうのは居室単位の改修、この表でいうと、そうかなと思ったりするんですけど、今回の陳情で上げておられるのは、シェルター、ベッド、部屋型、部屋型っていうのもある。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。この右側のシェルターっていうのは、部屋を補強するんじゃなくて、こういう、こういう箱っていいですか、この枠を部屋の中に入れるというタイプです。そういう意味で、この空間って、メーカーさん、それぞれ思い思いに書かれとりますけど、部屋の中にこのシェルターをぽこって入れるというふうなイメージを持っていただけたらいいと思います。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 あくまでも、この資料の中の一番右の部分のことと考えたらいいですかね。居室単位改修新設ってあって、耐震シェルター・耐震ベッド、耐震シェルター拡充・耐震ベッド新設って書いてあるんですけど、その耐震シェルターの部屋型・ベッド型・テーブル型っていうことで文章には書いてあるんですけど、この一番右側の参考資料で、のことで理解したらいいってことですかね。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。この表の一番右側に、部屋の中にもう一個、枠があるタイプです。このタイプが、シェルターなり、ベッドなりっていうことです。おっしゃるとおりです。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 柱で補強するとか、そういったことだと、居室単位とかの改修になるっていうことで、理解したらいいんですかね。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。谷口委員、おっしゃるとおりです。そのとおりです、はい。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 実は、前回の 6 年第 2 号の陳情の文章を見させていただいて、陳情理由の 3 段落までは、丸っきり同じで、違うのは次の令和 6 年 9 月定例議会において、陳情にある現状認識と実態が合っていないことを理由に、不採択としているがという、その段落だけが違う文章になっていまして、今回、昨年 9 月議会の陳情、継審になって、9 月議会で不採択だったんですよね、そうですね。そのときに、この文章で不採択になっていて、その最後のこの不採択理由のところ、アンケート結果のことが書いてあるんですけど、今回ですね。でも、アンケート結果というよりも、安全基準が示されてないってことでの不採択理由のほうが、私も傍聴していまして聞いてたんですけど、それが大事だとなって確かに思ったところであったので、文面審査っていうことになると、この文章で不採択になってるので、このままだと採択できるのかどうか、ちょっと、それは難しいんじゃないかなとも思って、ここに臨んで来ました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

先ほど谷口副委員長からございましたが、先回の不採択の理由でございます。国が耐震・防災シェルターの安全基準を定めていないことにより、助成制度の運用が困難であるとする、このことは、今現在も、先ほど事務局のほうから説明ございました、改善、まだ、その基準が定められていない状況においては、先ほど言われましたけど、この陳情に対しての持っていきどころっていうのは、変わりはないかなっていうのがございますけど、そのほか、皆さん御意見ございますでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 概要がいろいろパターンがあって、いろいろね、シェルターのイメージが。何か、国のあれが来てないというのが、こちらのほうの判断であって、別に、ここで不採択せんでも、継続で、いろいろ国の動きもあるし、継続でもいいかなっていう気持ちもないでもないですけど、これは、まだ、討論やあ、あんなんじゃないでしょうけど、最初に、審査する前に、継続にしても、特に今からは、これも駄目です、駄目です言ってもね、動きがいろいろ変わるといいますんで、それなりの補強体制を、ベッドの箱形があるはずだけえ、ベッドの、このシェルター・ベッドなんか、ベッドだけのことと取られずに、シェルターという考えだと思いうんで、この陳情は、全体的な、部分的な部屋のパターンのいろいろ、1 部屋やったり、3 分の 2 をやったり、シェルター・ベッドの付近をやったりという格好あるんで、それなりの対象基準

や、国・県がまた考えとられると思うんで、その辺はまた、今、結論で、もう採択せんでも、継続審議でも、私はいいかなっちゅう気もありますけどね、ここで。これだけ、極端には、もう地域挙げて出とられて、何も進展がない。市は、なあ何でだ、市はどうしょうなんだっちゅう話があつて、動きもない、できませんならできません、補助だったらありませんならいいけど、国・県が先走ってるっていうこともあるけど、そういう判断で、急ぐこともないかなっちゅう気もあります。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員より、次回の委員会に持ち越しでということでしょうか。それとも、継続審査ということでしょうか。もう一度お願いします。

◆寺坂寛夫委員 次回っていつても、何ら国の方針や県の動きは出んと思いますんでね、まだまだ、ちょっと様子見ながらっちゅう格好もいいかと思いますけど、6月議会でも。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員より、継続審査を求める意見がございました。お諮りします。本陳情について、継続審査とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手少数と認め、本陳情の継続審査は否決されました。
審査を継続いたします。御意見のある方、お願いします。

◆加藤茂樹委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 今、否決されたので。そうすると、次回の委員会というのはどうでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 秋山委員より、次回の委員会に持ち越しという意見がございました。本件につきましては、次回の委員会で、もう一度審議することと思いますけど、よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、この令和 7 年陳情第 4 号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情書は、次回に持ち越しということに決定いたしました。はい。

報告第 6 号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、報告に入ります。報告第 6 号専決処分事項の報告についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。説明資料の 56 ページ、付議案は 129 ページ～130 ページを御覧ください。これは、令和 7 年の 1 月に資料配付させていただいた車両物損事故でございます。相手方と示談書を締結しましたので、報告するものでございます。

これは、令和 6 年 10 月 1 日火曜日、午後 5 時頃、市道弥生町地内の市道弥生橋通りにおいて発生したものでございます。事故概要といたしましては、乗用車が当該路線を南から北へ走行中、停車中の車を避けようと、車道の右側に寄ったところ、道路の目地から伸びてきた草が接触し、バンパー等を傷つけたものでございます。事故直後に接触した雑草は、野バラみたいなものでした。

本市の対応状況といたしましては、翌日に事故発生連絡を受けた警察から、市へ通報があったため、即座に現場確認と、雑草の除去を行っております。

和解内容は、鳥取市側の過失を 3 割とし、損害賠償額 1 万 2,672 円を支払うものでござい

す。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から質問等ございましたら、順次発言をお願いします。ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

市道徳尾 7 号線における道路賠償事故について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他の報告に入ります。市道徳尾 7 号線における道路賠償事故についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。市道における自動車賠償事故について御報告させていただきます。資料 1 の 57 ページを御覧ください。

これは、令和 7 年 2 月 14 日金曜日、午後 4 時 30 分頃、市道徳尾地内の市道徳尾 7 号線において発生したものでございます。事故の概要といたしましては、軽自動車が当該路線を南西から北東へ走行中、道路の陥没にはまり、左前輪のタイヤがパンクしたものでございます。その際、その衝撃により、運転手はむち打ち症を発症しております。事故直後の路面の状況は、穴の大きさが 1 メーター 30 センチの 80 センチ程度、アスファルトが剥がれていて、雪解け水がたまって、深さが 12 センチ程度の段差が生じておりました。なお、同じ箇所においては、2 月 12 日も陥没が発見され、同日補修を行ってりましたが、また剥がれたということになっております。

本市の対応状況といたしましては、一応、軽自動車の運転手から本市へ通報があったため、現場確認と応急修繕を当日行い、翌日 2 月 15 日土曜日に、再発防止のため、舗装の打ち替えをしております。今後は、保険会社と相談しながら、示談交渉を行う予定としております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。足立委員。

◆足立考史委員 この訴訟じゃなくて、事故がある前にも、通報があって直したということでお話されていますが、その直し方っていうのが、簡易なもので終わらせてよかったのではなくて、この大きなことになること、察しができなかったのかという、その直し方について何か見解ありますか。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 通常、まず、仮復旧ということで、通常は穴が空いてたら、周りを全部はつって、実際はレミで、レミっていう常温合材というので打ち直すんですけど、その状態で、2 日後に剥がれたっていうのが、何か多分チェーンを巻いた車が通ったか、何かじゃないと普通は剥がれないんです。実際は、ある程度落ち着いたら後から加熱するというふうに全部しているんですけど、まず応急ということで、まず常温合材で直したっていうのが現実で、それがすぐ剥がれたっていうことで、何か大型のものが入ったのかなというふうに考えてるところでございます。

◆足立考史委員 一応、今の説明、理解はしましたが、これを契機っていいですか、取りあえず

いい経験をしたということで、今後、簡易舗装ではなくて、そのようなことがない、特にこの時期は型はチェーンをはめておられますし、時期的なものもあると思うので、十分今後、気をつけていただくように要望しておきます。

◆加藤茂樹委員長 要望でよろしいでしょうか。そのほかございますか。

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、建設水道委員会を終了いたします。

10 分間休憩させていただいて、3 時 30 分より再開させていただきます。再開は予算審査特別委員会建設水道分科会から始めたいと思いますので、10 分間休憩をお願いいたします。

午後 3 時 21 分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後 16 時 45 分 再開

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、建設水道委員会を再開いたします。

分科会等、皆様、お疲れさまでした。もうしばらく、よろしくお願いいたします。

【その他】

令和 7 年度建設水道委員会視察について

◆加藤茂樹委員長 それでは、その他といたしまして、令和 7 年度建設水道委員会視察についてに入ります。来年度の視察の日程及び内容について御協議いただきたいと思います。

まず、日程についてでございますが、今年度は 5 月 12 日～16 日の金曜日の週しか空いてない行程となっております。なもんで、どうしましょう。月曜日、休み明けっていうのもあれなんですけど、火・水・木で、取りあえず。いいですか、ねえ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 13 日・14 日・15 日ということで調整はしていただきたいと思います。5 月 13 日～15 日ということで、ほかの委員会はちょっとまだ分かりませんが、多分、同じ日程になるかと思います。そうしましたら、建設水道委員会ということで、都市整備部、水道局、下水道部に関連した視察になることと思います。この件について、意見があれば、どこに行きたいとか、何か。後半の委員会で、皆さん、意見をあれしたらいいかなと思いますので、よろしくをお願いいたします。後半でいいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 以上で建設水道委員会を終了いたします f。

午後 4 時 49 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定によりここに署名する。

建設水道委員長 加藤茂樹

令和 7 年 2 月鳥取市議会定例会

建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和 7 年 2 月 21 日（金） 10 : 00 ～
7 階 第 2 委員会室

水 道 局 （10 : 00～）

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第 40 号 令和 6 年度鳥取市水道事業会計補正予算（第 3 号）

2. 議案(説明)

議案第 60 号 鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

3. その他

鳥取市市政改革プラン実施計画について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第 24 号 令和 7 年度鳥取市水道事業会計予算

議案第 25 号 令和 7 年度鳥取市工業用水道事業会計予算

下 水 道 部 （水道局終了後）

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第 28 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】

議案第 41 号 令和 6 年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（第 3 号）

2. その他

鳥取市市政改革プラン実施計画について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 26 号 令和 7 年度鳥取市下水道等事業会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第 28 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】

議案第 29 号 令和 6 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算（第 1 号）

2. 議案(説明)

議案第 56 号 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 67 号 市道の路線の認定について

議案第 68 号 市道の路線の変更について

3. 陳情【質疑・討論・採決】

< 陳 情 >

令和 7 年陳情第 4 号

命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情

4. 報告

報告第 6 号 専決処分事項の報告について

5. その他

市道徳尾 7 号線における道路賠償事故について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 12 号 令和 7 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

・令和 7 年度建設水道委員会視察について